

平成 23 年度  
特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
事業報告

平成 24 年 6 月



## 事業報告

### 目次

I.	特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況-----	1
II.	平成 23 年度事業報告-----	7
	(1) 特定非営利活動に係る事業	
	1. 学術集会、講演会等の開催事業	
	2. がん登録に関する情報の提供事業	
	3. がん登録に関する調査及び研究事業	
	4. 国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業	
	5. 人材育成事業	
	6. 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	
	7. 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	
	(2) その他の事業	
	1. コンサルテーション事業	
	2. 講演会、研修会の開催	
	3. 刊行物の販売	
	4. ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	
	(3) その他経常支出に係る活動	
III.	平成 23 年度決算報告書-----	19
	(1) 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表	
	(2) 特定非営利活動に係る事業会計財産目録	
	(3) 平成 23 年度 活動計算書	
	(4) 平成 23 年度 計算書類の注記	
IV.	平成 23 年度監査報告-----	27
V.	業務運営上の体制-----	31
VI.	参考資料-----	35
	(1) 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 定款および会費規定	
	別添-----	53



## **I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況**



## I. 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の概況

### 1. 会員

- (1) 平成 23 年 4 月に正会員・登録会員の異動調査を行い、7 月に平成 23 年度会員名簿を印刷し、全会員に配布した。平成 23 年度 4 月より研究団体に(社)がん統計センター、7 月より正会員に静岡県が入会し、平成 23 年度の正会員数 38、研究団体 2 で登録会員数は 143 名となった。
- (2) 賛助会員は、第一生命保険株式会社が退会し、平成 24 年 3 月 31 日現在、18 団体 1 個人会員である。
- (3) 平成 23 年度の名誉会員数は、前年度から変更なく、8 名であった。

### 2. 役員

- (1) 事業活性化と、人事の偏らない健全な運営を目的とし、新たな理事として、戸堀文雄氏、茂木文孝氏、有田健一氏、安田誠史氏の 4 名を選任することを、平成 23 年度通常総会で諮り、承認され、被選任者はいずれも即時就任を承諾した。その他の理事・監事は、前年度に引き続きその職務に当たった。

3. 全国衛生部長会会長の改選により、笹井康典氏から中沢明紀氏に交代したため、中沢明紀氏が顧問就任する旨理事会にて承認され、理事長により任命された。

### 4. 事務局

- (1) 事務局専属職員に、委託業務調整担当として、新たに 1 名(菊池友美)が雇用された。
- (2) 事務局居室については、平成 23 年に国立がん研究センターに固定資産借受けの申請書を提出し、賃貸借契約書が締結され、平成 24 年 4 月 1 日から正式に国立がん研究センターがん対策情報センターがん統計研究部地域がん登録室内に事務所開設となった。
- (3) 国立がん研究センター内の事務所開設に伴い、新たに専用電話と FAX の回線契約を NTT 東日本と結んだ。
- (4) これまで外部のレンタルオフィス(以下、ビサイド)と契約し、外部への通知、郵送物の授受、電話対応等を行っていたが、国立がん研究センター内の事務所開設と専用電話、

FAX回線契約に伴い、ビサイドとの契約を終了し、4月1日以降、事務局直接の対応が可能となった。

#### 5. 学術集会会長

- (1) 第21回学術集会会長に安田誠史氏が第1回理事会にておいて選出され、平成23年度通常総会にて承認された後、理事長により委嘱された。
- (2) 第22回学術集会開催地に秋田県が第6回理事会にて推挙され、理事の戸堀文雄氏に会長選任の打診をしたところ、秋田県総合保健事業団の加藤哲郎氏の会長就任で開催可能である旨の報告があった。平成24年度の総会決議事項となっている。

#### 6. 専門委員

- (1) 祖父江友孝氏、片山博昭氏、伊藤秀美氏、服部昌和氏、井岡亜希子氏を平成23年度の専門委員として任命する旨、平成22年度第5回理事会及び平成23年度第2回理事会にてそれぞれ承認され、平成23年度総会にて報告された。

## 会員構成

2012年3月現在

正会員:37 都道府県市、1 研究団体 名誉会員:8 名 賛助会員:18 団体、1 会員

### 正会員(登録会員 131 名)

都道府県市がん登録:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県、広島市

研究団体:厚生労働科研第3次対がん「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班  
(社)がん統計センター

### 賛助会員(団体)

日本対がん協会、大阪対ガン協会、明治安田生命、アメリカンファミリー生命、大同生命厚生事業団、アストラゼネカ、富士レビオ、伏見製薬所、大鵬薬品工業、堀井薬品工業、大塚製薬、シェリング・プラウ、中外製薬、グラクソ・スミスクライン、第一三共、ヤクルト本社、日本生命、サイニクス

## 役員・顧問・事務局

2012年3月現在

### 役員

理事長:津熊 秀明(大阪府立成人病センター)

副理事長:早田 みどり(放射線影響研究所・長崎)

理事:西野 善一(宮城県立がんセンター) 戸堀 文雄(秋田県総合保険事業団)

茂木 文孝(群馬県健康づくり財団) 柴田 亜希子(国立がん研究センター)

三上 春夫(千葉県がんセンター) 藤田 学(福井社会保険病院)

田中 英夫(愛知県がんセンター) 有田 健一(広島県医師会)

安田 誠史(高知大学教育研究部)

監事:大木 いずみ(栃木県立がんセンター)

### 顧問

中沢 明紀(全国衛生部長会 会長) 岡本 直幸(神奈川県立がんセンター)

嘉山 孝正(国立がん研究センター)

### 事務局

事務局長:松田 智大(国立がん研究センター)

職員:成澤 麻子 尾崎 恭子 菊池 友美

## 学術集会会長・専門委員

2012年3月現在

### 学術集会会長

第20回学術集会会長:三上 春夫(千葉県がんセンター)

第21回学術集会会長:安田 誠史(高知大学教育研究部)

### 専門委員

祖父江 友孝(大阪大学) 片山 博昭(社団法人がん統計センター)

伊藤 秀美(愛知県がんセンター) 服部 昌和(福井県立病院)

井岡 亜希子(大阪府立成人病センター)



## **II. 平成 23 年度事業報告**



## Ⅱ. 平成 23 年度事業報告

### 1. 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 学術集会、講演会等の開催事業

平成 23 年度の学術集会に合わせて、平成 23 年 9 月 14 日に、千葉大学けやき会館大ホールにおいて地域がん登録担当者研修会を開催した。3 名の講師を招き、各地域がん登録室担当者並びに関係者を対象に開催し、143 名の参加者があった。

#### 【地域がん登録担当者集会 開催概要】

日 時:平成23年9月14日(水)15:00-16:30

会 場:千葉大学けやき会館(千葉県・千葉大学西千葉キャンパス構内)

主 題:『Web時代のがん登録』

プログラム:

司会: 村松 泰志(大阪大学医学部)

小児がん登録の現況

瀧本 哲也(国立成育医療研究センター)

デジタルデータの安全な保全-分割分散保存技術のご紹介

半田 富己男(大日本印刷)

生存率統計の公表とWeb集計

猿木 信裕(群馬県立がんセンター)

第 20 回学術集会が、平成 23 年 9 月 15 日に三上春夫会長(千葉県がんセンター)のもと、千葉大学けやき会館において開催された。「がん登録のマイルストーン」をテーマに、前日 9 月 14 日のがん登録担当者集会に引き続いて開催され、特別講演、会長講演、セッション、シンポジウム、ポスター発表が行われ、参加実数は総勢 187 名を数えた。また、学術的ポスターは、15 演題の発表があり、このうち 3 演題がポスター賞に選出された。シンポジウムでは、「放射線疫学とがん登録」をテーマに開催され、東日本大震災と福島県の原因事故を受けて、参加者の満場一致で第 20 回学術集会での声明を採択した。

学術集会後、津熊秀明理事長と三上春夫第 20 回学術集會会長により、声明に関するプレス向けの説明会を開催した。

**【第20回学術集会 開催概要】**

日時:平成23年9月15日(木) 9:15-15:30

会場:千葉大学けやき会館(千葉県・千葉大学西千葉キャンパス構内)

主題:『がん登録のマイルストーン』

プログラム:

10:00 開会の辞

三上 春夫(千葉県がんセンター)

祝辞

井上 肇 (千葉県健康福祉部保健医療担当部長)

鷲見 学 (厚生労働省健康局総務課がん対策推進室)

藤森 宗徳 (千葉県医師会長)

中川原 章 (千葉県がんセンター長)

10:30-11:00 特別講演

がん登録の来し方～歴史を知る

岡本 直幸(神奈川立がんセンター)

11:00-11:30 会長講演

がん登録の行く末～社会に向けて

三上 春夫(千葉県がんセンター)

11:30-13:00 ポスタービューイングと昼食休憩

13:00-13:40 セッション

地理疫学とがん登録

座長: 井岡 亜希子(大阪府立成人病センター)

中谷 友樹(立命館大学歴史都市防災研究センター)

13:40-15:10 シンポジウム

放射線疫学とがん登録

座長: 巽 紘一(公益財団法人・体質研究会)

世界における職業被ばくの疫学研究

吉永 信治(放射線医学総合研究所)

高自然放射線地域における疫学研究について

秋葉 澄伯(鹿児島大学医学部)

原爆被曝者調査とがん登録

笠置 文善(放射線影響協会疫学センター)

15:00-15:10

集会声明採択(東日本大震災と福島県原発事故に向けて)

15:10-15:30 ポスター表彰

15:30 閉会

## (2) がん登録に関する情報の提供事業

田中英夫理事、井岡亜希子専門委員をニューズレター編集委員として、本協議会ニューズレター第 29 号を平成 23 年 7 月に、また、第 30 号を平成 24 年 2 月に刊行し、全会員に配布した。第 29 号から、より多くの人々がより身近に感じて、地域がん登録の情報を受け取ることができるよう、誌面デザインを刷新した。さらに、がん登録事業の意義の広報のため、厚生労働省関連課、関係団体、関連分野の研究者(以後、関連研究者等という)に贈呈した。

本協議会の活動紹介、会員への情報提供を目的としたウェブサイトの管理、運営を行った。会員である地域がん登録室の紹介、学術集会開催案内、平成 23 年度の刊行物の紹介等を更新し、サイトに掲載した。また、平成 23 年度より会員専用サイトを設置し、会員間の情報共有の場を提供している。

### 【平成 23 年度 更新内容一覧】

2011/4/4	平成 23 年度登録会員の異動調査 調査票 掲載
2011/7/8	英語版サイトの開設
2011/7/19	第 20 回学術集会プログラム 掲載
2011/7/26	刊行物・業績のページをリニューアル
2011/8/5	Newsletter No.29 掲載 意識調査実施のお知らせ
2011/10/25	集会声明 掲載
2011/11/9	第 21 回学術集会 開催案内 掲載
2011/12/10	平成 24 年度学術表彰応募者募集 掲載
2012/1/12	第 20 回学術集会抄録集 掲載
2012/3/12	MONOGRAPH No.17 掲載
2012/3/12	Newsletter No.30 掲載
2012/3/31	刊行、事業報告書一覧 掲載
2012/3/31	第 21 回学術集会プログラム 掲載

平成 23 年 9 月に千葉大学で開催された第 20 回学術集会の記録集を「がん登録のマイルストーン」と題し、JACR MONOGRAPH No.17 として三上春夫編集委員長他編集委員がまとめ、平成 24 年 3 月に本協議会で印刷し、全会員に配布、関連研究者等に贈呈した。

平成 23 年 10 月 19-21 日に、秋田県で開催された、第 70 回日本公衆衛生学会総会において、紹介ブースを出展した。一般向けパンフレットの配布、ニューズレター、モノグラフ、学術集会抄録集等の協議会刊行物の特別配布及び協議会の活動、がん登録が役立った例等を紹介したポスター掲出を通じてがん登録についての啓発、本協議会の活動につい

での情報提供を行った。また、新たな試みとして、秋田県と共同で秋田県の地域がん登録に関するポスターを作成し、第70回日本公衆衛生学会で公開した。

### (3) がん登録に関する調査及び研究事業

本協議会会員により平成23年度に発刊されたがん登録事業報告書を平成24年1月に収集し、「協議会正会員平成23年度刊行事業報告書一覧」を作成した。同時に、正会員を対象に、平成23年における地域がん登録事業の実施状況、並びに登録資料の利用と成果についての調査を実施し、その結果を「平成23年度1月～12月地域がん登録事業業績・研究に関する調査報告書」としてまとめた。

厚生労働科学研究第3次対がん総合戦略研究「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班(研究代表者 祖父江友孝)と業務委託契約を平成23年7月に締結し、「全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ)」を委託業務として実施した。

#### 【全国がん罹患モニタリング集計(2007年罹患数・率)委託業務実施概要】

実施期間:平成23年8月1日～平成24年3月31日

委託業務作業範囲:

データに関するアンケート作成・収集・集計

データ収集～全国集計

がん罹患数・率の推定

詳細集計用データセットの作成

集計対象等:

アンケート・データ収集対象地域がん登録実施35府県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県)※依頼は、35府県(北海道、大阪府は不参加)

収集データ総数: 3,139,141件

アンケート項目数: 35投問、301項目

収集データ項目数: 14項目(第3期モニタリング項目)

NPO法人化した本協議会の目的と役割を改めて明確にするとともに、地域がん登録事業に関わる方々の意見を活動に反映させることを目的として、平成23年8月、意識調査を実施した。調査結果は、第4回理事会にて共有され、今後の活動の指針及び参考とすることが承認された。また、第21回学術集会の場にて、調査結果速報としてポスター発表のかたちで一部報告した。

#### (4) 国際がん登録協議会 (IACR) への参加協力事業

5 年毎に発刊される際がん登録協議会 (以下、IACR) による「五大陸のがん罹患 (Cancer Incidence in Five Continents)」の第 10 版刊行にあたり、平成 23 年 9 月、投稿データ募集があった。IACR の募集要項概要、データ投稿方法等の英文情報を和訳、要約し、本協議会メーリングリストを利用して会員あて配信し、データ投稿の便宜を図った。

#### (5) 人材育成事業

我が国の地域がん登録事業を技術面、教育面で支援できる人材の育成と、地域がん登録資料の研究的活用の促進を図り、我が国のがん対策が一層進展することを目的として、学術奨励賞表彰制度を設けることが、平成23年度通常総会で報告され、第4回理事会にて実施要項詳細が承認された。平成23年12月に表彰候補者の募集、平成24年2月に選考を行い、平成24年度事業として、授賞式及び受賞記念講演を平成24年6月開催予定の平成24年度通常総会及び第21回学術集会の場にて実施する予定である。

#### (6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業

平成 24 年度以降実施開始予定とし、本年度は取組なし。

#### (7) 手引、冊子、実務者マニュアル等の発刊事業

地域がん登録に関して、より詳しい内容を日本語で紹介するために、和文パンフレット『私たちの地域がん登録』(B5 判中綴、カラー、24 ページ)を作成し、刊行した。



ISBN:978-4-925059-54-1 (定価 200 円+税)

一般向けパンフレット「あなたと子孫と人類のために。」更新版を発行した。なお、更新版の配布開始は、平成 24 年度事業として予定している。



## 2. その他の事業

- (1) コンサルテーション事業
- (2) 講演会、研修会の開催
- (3) 刊行物の販売
- (4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業

平成 24 年度以降実施予定とし、本年度は取組なし。

## 3. その他の経常支出に係る活動

- (1) 総会の開催

NPO 法人化後、事業報告を毎年 6 月末までに東京都に対して提出する必要があることから、総会開催時期をこれまでの 9 月開催から 6 月開催としている。そのため、平成 23 年度は、6 月 15 日に通常総会が招集された。

### 【平成 23 年度 総会開催状況】

平成 23 年 6 月 15 日 国立がん研究センター管理棟 1 階 第 2 会議室

[別添 1] 平成 23 年度通常総会議事録

- (2) 理事会の開催

協議会事業の円滑な計画・立案、理事の分業制による活動の強化・活性化、円滑な意思決定フローの確立を目的として、本協議会の事業に照らした委員会が平成 23 年度 6 月に設置さ

れたのを受け、委員会の活動報告、企画提案等を主たる議事の内容として理事会にて議論されることが多くなった。また、年度後半は、地域がん登録を取り巻く環境の変化に応じ、特に、地域がん登録に関する法制化要請について、理事会にて議論した。

【平成 23 年度 理事会開催状況】

第 1 回	平成 23 年 4 月 25 日	国立がん研究センター管理棟 1 階 第 2 会議室
第 2 回	平成 23 年 5 月 9 日	電話会議
第 3 回	平成 23 年 7 月 29 日	国立がん研究センター内国際研究交流会館
第 4 回	平成 23 年 9 月 30 日	電話会議
第 5 回	平成 23 年 11 月 17 日	国立がん研究センター管理棟 1 階 第 3 会議室
第 6 回	平成 24 年 2 月 23 日	電話会議

[別添 2]平成 23 年度第 1 回理事会議事録

[別添 3]平成 23 年度第 2 回理事会議事録

[別添 4]平成 23 年度第 3 回理事会議事録

[別添 5]平成 23 年度第 4 回理事会議事録

[別添 6]平成 23 年度第 5 回理事会議事録

[別添 7]平成 23 年度第 6 回理事会議事録

### (3) 事務局運営

平成 23 年 4 月に、正会員の登録会員異動調査を実施し、調査結果をもとに平成 23 年度会員名簿として冊子にまとめ、7 月に全ての会員へ配布した。

平成 23 年 4 月から、厚生労働科学研究第 3 次対がん総合戦略研究「がん罹患・死亡動向の実態把握に関する研究」班(研究代表者 祖父江友孝)からの新たな業務受託により従業員を 1 名雇用し、計 3 名の従業員体制となった。

本協議会概要紹介リーフレットを作成し、組織紹介の媒体として活用した。

平成 24 年 4 月 1 日付にて、日本橋のレンタルオフィスから国立がん研究センター内に本協議会事務局を移転することが正式に決定したのを受け、事務局用備品(デスクトップ型 PC2 台、ノート PC1 台)、専用電話回線の新設・設置等、体制整備を行った。

#### 4. 委員会活動

##### (1) 学術委員会

田中理事(委員長)、西野理事、安田理事、祖父江専門委員により構成し、第 21 回学術集会プログラムを学術集会会長とともに検討し決定した。学術奨励賞実施要項原案を起案し、平成 23 年 12 月に応募者を募集し、平成 24 年 2 月に選考を行った。平成 24 年度事業として、表彰予定である。その他、自由集会原案を企画し、平成 24 年度実施予定である。

##### (2) 広報委員会

津熊理事(委員長)、早田理事、田中理事、有田理事、戸堀理事、井岡専門委員、松田事務局長、成澤職員、尾崎職員により構成し、平成 23 年 8 月に第 1 回広報委員会を電話会議形式にて実施し、和文冊子発行の企画検討を行った。8 月以降、メーリングリストを活用し、和文冊子「私たちの地域がん登録」の原稿執筆及び編集作業を分担して行い、平成 24 年 3 月に発行し、平成 24 年度以降、販売を予定している。

##### (3) 国際委員会

松田事務局長(委員長)により構成し、平成 24 年度以降活動開始予定とし、本年度は取組なし。

##### (4) 教育研究委員会

柴田理事(委員長)により構成し、会員専用ウェブサイト上の掲示板を利用した、地域がん登録に関する Q&A の企画検討整備事務局とともに行った。平成 24 年度以降、随時、情報掲載、質疑応答を予定している。

##### (5) 安全管理委員会

西野理事(委員長)、茂木理事、大木監査、片山専門委員、伊藤秀美専門委員により構成し、平成 24 年度以降活動開始予定とし、本年度は取組なし。

# 平成 23 年 度 事 業 報 告 書

平成23年 4月 1日から 平成24年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

## 1 事業の成果

平成23年度は、がん登録に関する公開講演会の開催、JACR Newsletter (No. 29および30)・Monograph (No. 17) の刊行、ウェブサイト・紹介ブースによる情報提供、がん登録に関する調査の実施、研究班からの委託事業「全国がん罹患モニタリング集計 (MCIJ)」の実施、人材育成事業としての平成24年度学術奨励賞表彰者募集と選考、和文パンフ「私たちのがん登録」の発行作業、一般向けパンフ「あなたと子孫と人類のために」の改訂作業等を主として事業を展開した。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業	学術集会会長が公開講演会を主催し、関係者が事業の進捗や研究成果を報告し、不特定多数の一般市民が知見を深める場を提供した。	9月15日	千葉県千葉市	15人	関連団体・個人、政府関係者、マスコミ関係者、一般市民 400人	500
会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業	JACR Newsletter No. 29、30及びMonograph No. 17を刊行し配布、ウェブサイト掲載、日本公衆衛生学会総会での紹介ブース出展により、がん登録に係る情報を提供した。	JACR Newsletter発行は7月と2月、Monograph No. 17の刊行は2月に実施。ウェブサイト更新は随時、紹介ブースは10月18-21日	法人事務所及び郵送 紹介ブースは秋田県秋田市	3人 紹介ブース7人	会員及び関連団体・個人 300人(郵送) 不特定多数の一般市民(WEB) 全国の公衆衛生従事者 4000人	1,791
がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業	1月に事業実施状況、業績、刊行物を調査し、3月の調査内容を報告として公表した。厚労科研究班より委託を受け「全国がん罹患モニタリング集計 (MCIJ)」を委託業務として実施した。	業績等調査は1月、全国がん罹患モニタリング集計は7-3月	法人事務所(郵送)	3人	会員及び関連団体・個人 300人(郵送) 不特定多数の一般市民(WEB)	168
国際がん登録協議会(IACR)への参加協力事業	IACRの会員として、国際活動に参加、協力した。	通年	法人事務所	15人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民(WEB)	15
がん登録に関する人材育成事業	研修会等を通じて実務者育成に努めた。地域がん登録に関する研究者育成の促進のため、学術奨励賞表彰制度を新たに設け、候補者募集および選考を行った。	9月14日 公募 12月 募集締切 2月 選考・公表 3月	千葉県千葉市 法人事務所	7人	地域がん登録関連研究者 100人	6
がん登録室の機密保持基準の策定・公表・認定事業	がん登録室の機密保持基準につき、地域の状況を考慮しつつ、外部専門家の支援を得、研究班が定めた基準を再検討し、それに基づいた認定をする予定。	平成25年度以降より実施予定	-	-	-	0

がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業	地域がん登録に関する和文パンフ「私たちの地域がん登録」を3月に発行した。 地域がん登録に関する一般向けパンフ「あなたと子孫と人類のために」を3月に改定発行した。	9月-3月	法人事務所	10人	会員及び関連団体・個人 300人 不特定多数の一般市民	306
---	---	-------	-------	-----	--------------------------------	-----

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
コンサルテーション事業	地域がん登録事業の実施について、実施団体の状況に照らし、事業の円滑な推進ができるように、適切な助言・指導を行う予定。	平成25年度以降より実施予定	-	-	0
講演会、研修会の開催	講演会や研修会を、国内外の講師を招聘し、有償で実施する予定。	平成25年度以降より実施予定	-	-	0
刊行物の販売	冊子、教材、パンフレット等を、ウェブサイトを通じて、また講演会等の際に販売することを予定。	平成25年度以降より実施予定	-	-	0
ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業	関連分野の企業や団体に呼び掛け、地域がん登録全国協議会の有するインターネットウェブサイトや、刊行物に、有償で広告を掲載する予定。	平成25年度以降より実施予定	-	-	0

### **III. 平成 23 年度決算報告書**



# 決算報告書

## 第3期

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

財産目録  
貸借対照表  
活動計算書  
計算書類の注記

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

東京都中央区築地5-1-1  
国立がん研究センター内

## 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

[税込] (単位:円)

平成24年 3月31日 現在

《資産の部》	
【流動資産】	
(現金・預金)	
総合口座 ゆうちょ銀行京橋支店	2,510,834
振替口座 ゆうちょ銀行京橋支店	965,000
普通預金 みずほ銀行築地支店	6,455,230
現金・預金 計	9,931,064
(棚卸資産)	
商 品	270,900
棚卸資産 計	270,900
(その他流動資産)	
前払 費用	500,000
立 替 金	△ 10,091
仮 払 金	26,250
その他流動資産 計	516,159
流動資産合計	10,718,123
【固定資産】	
(有形固定資産)	
什器 備品	365,781
有形固定資産 計	365,781
(無形固定資産)	
ソフトウェア	100,340
無形固定資産 計	100,340
固定資産合計	466,121
資産の部 合計	11,184,244
《負債の部》	
【流動負債】	
未 払 金	881,741
預り金	127,840
流動負債 計	1,009,581
負債の部 合計	1,009,581
《正味財産の部》	
【正味財産】	
正味 財産	10,174,663
(うち当期正味財産増加額)	579,083
正味財産 計	10,174,663
正味財産の部 合計	10,174,663
負債・正味財産合計	11,184,244

## 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

[税込] (単位:円)  
平成24年 3月31日 現在

《資産の部》	
【流動資産】	
(現金・預金)	
総合口座 ゆうちょ銀行京橋支店	2,510,834
振替口座 ゆうちょ銀行京橋支店	965,000
普通預金 みずほ銀行築地支店	6,455,230
現金・預金 計	9,931,064
(棚卸資産)	
商 品	270,900
棚卸資産 計	270,900
(その他流動資産)	
前払 費用	500,000
立 替 金	△ 10,091
仮 払 金	26,250
その他流動資産 計	516,159
流動資産合計	10,718,123
【固定資産】	
(有形固定資産)	
什器 備品	365,781
有形固定資産 計	365,781
(無形固定資産)	
ソフトウェア	100,340
無形固定資産 計	100,340
固定資産合計	466,121
資産の部 合計	11,184,244
《負債の部》	
【流動負債】	
未 払 金	881,741
預り金	127,840
流動負債 計	1,009,581
負債の部 合計	1,009,581
正味財産	10,174,663

## 平成23年度 活動計算書

平成23年4月1日 から 平成24年3月31日まで

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	1,600,000		
賛助会員受取会費	1,305,000		
2 受取寄付金	0		
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取国庫助成金	0		
4 事業収益			
特定非営利活動に係る事業			
(1)学術集会、講演会等の開催事業収益	0		
(2)がん登録に関する情報の提供事業収益	0		
(3)がん登録に関する調査及び研究事業収益	11,950,000		
(4)国際がん登録協議会への参加協力事業収益	0		
(5)人材育成事業収益	0		
(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業収益	0		
(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業収益	0		
その他の事業			
(1)コンサルテーション事業費	0		
(2)講演会、研修会の開催事業費	0		
(3)刊行物の販売事業費	0		
(4)ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業費	0		
5 その他収益			
受取利息	1,390		
経常収益計	14,856,390	0	14,856,390
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	8,498,855		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	8,498,855	0	8,498,855
(2)その他経費			
業務委託費	1,672,475		
諸謝金	0		
印刷製本費	575,475		
会議費	21,750		
旅費交通費	128,640		
通信運搬費	133,840		
消耗品費	87,148		
水道光熱費	0		
賃貸料	147,200		
売上原価	0		
減価償却費	0		
支払手数料	19,178		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	2,785,706	0	2,785,706
事業費計	11,284,561	0	11,284,561
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	1,186,648		
福利厚生費	32,059		
人件費計	1,218,707	0	1,218,707
(2)その他経費			
業務委託費	179,800		
諸謝金	0		
印刷製本費	197,416		
会議費	189,860		
旅費交通費	109,470		
通信運搬費	191,570		
消耗品費	362,960		
水道光熱費	0		
賃貸料	299,430		
減価償却費	211,718		
支払手数料	23,515		
租税公課	8,300		
雑費	0		
その他経費計	1,774,039	0	1,774,039
管理費計	2,992,746	0	2,992,746
経常費用計	14,277,307	0	14,277,307
当期正味財産増減額	579,083	0	579,083
前期繰越正味財産額	9,595,580	0	9,595,580
次期繰越正味財産額	10,174,663		10,174,663

(注1) 特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

## 平成23年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

## 1. 重要な会計方針

当事業年度からNPO法人会計基準の適用を開始しております。

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日NPO法人会計基準協議会)によっています。

同基準では、特定非営利活動促進法第28条第1項の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

## (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は総平均法によっています。

会計処理は売上原価対立法によっています。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。

## (3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供はありましたが、その役務の提供に関する会計上の処理は行わず、

内容の注記のみ行っております。

## (4) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっています。

## 2. 事業別損益の状況

(単位:円)

科目	(1)学術集会、講演会等の開催事業	(2)がん登録に関する情報の提供事業	(3)がん登録に関する調査及び研究事業	(4)国際がん登録協議会への参加協力事業	(5)人材育成事業	(6)登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業	(7)手引、冊子、マニュアル等の発刊事業	事業部門計	管理部門	合計
<b>I 経常収益</b>										
<b>1 受取会費</b>										
正会員受取会費									1,600,000	1,600,000
賛助会員受取会費									1,305,000	1,305,000
2 受取寄付金									0	0
3 受取助成金等									0	0
4 事業収益	0	0	11,950,000	0	0	0	0	11,950,000	0	11,950,000
5 その他収益									1,390	1,390
経常収益計	0	0	11,950,000	0	0	0	0	11,950,000	2,906,390	14,856,390
<b>II 経常費用</b>										
<b>(1)人件費</b>										
給与手当	0	0	8,498,855	0	0	0	0	8,498,855	0	8,498,855
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	0	1,186,648	1,186,648
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	0	32,059	32,059
人件費計	0	0	8,498,855	0	0	0	0	8,498,855	1,218,707	9,717,562
<b>(2)その他経費</b>										
業務委託費	500,000	866,900	0	0	0	0	305,575	1,672,475	179,800	1,852,275
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	0	481,185	94,290	0	0	0	0	575,475	197,416	772,891
会議費	0	21,750	0	0	0	0	0	21,750	189,860	211,610
旅費交通費	0	128,640	0	0	0	0	0	128,640	109,470	238,110
通信運搬費	0	76,690	50,660	0	6,490	0	0	133,840	191,570	325,410
消耗品費	0	70,416	16,732	0	0	0	0	87,148	362,960	450,108
水道光熱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賃貸料	0	140,920	6,280	0	0	0	0	147,200	299,430	446,630
売上原価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	211,718	211,718
支払手数料	0	4,620	0	14,558	0	0	0	19,178	23,515	42,693
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	8,300	8,300
雑費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	500,000	1,791,121	167,962	14,558	6,490	0	305,575	2,785,706	1,774,039	4,559,745
経常費用計	500,000	1,791,121	8,666,817	14,558	6,490	0	305,575	11,284,561	2,992,746	14,277,307
当期経常増減額	-500,000	-1,791,121	3,283,183	-14,558	-6,490	0	-305,575	665,439	-86,356	579,083

平成23年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会

3. ボランティアによる役務提供の内容

(1) 学術集会、講演会等の開催事業

- ・ 2011/9/7～8開催 第20回学術集会事務局業務全般（事務局設置期間：2011/4月～2012/3月）
- ・ 2011/9/7～8開催 第20回学術集会における講義、講演（講師・演者 計6名）

(2) がん登録に関する情報の提供事業

- ・ 会員専用ウェブサイトコンテンツ、地域がん登録Q&A 原稿作成（2名;計10時間程度）
- ・ 2011/10/19～21開催 第70回公衆衛生学会展示ブース出展時の質疑応答対応（3名;計20時間程度）
- ・ 機関紙JACRNewsletterNo.29および30 企画編集作業（2名;計6時間程度）および原稿作成（延べ20名）

(3) がん登録に関する調査及び研究事業

- ・ 委託業務「全国がん罹患モニタリング集計」に係る専門的アドバイス（2～3名）

(4) 国際がん登録協議会への参加協力事業

- ・ IACRIによる「五大陸のがん罹患」第10版へのデータ投稿に関する情報収集及び整理作業（3名;計3時間程度）

(5) 人材育成事業

- ・ 平成24年度地域がん登録全国協議会学術奨励賞表彰制度実施にかかる企画および審査業務（5名;計20時間程度）

(6) 登録室機密保持基準の策定・公表・認定事業

- ・ 本年度、事業実施なし

(7) 手引、冊子、マニュアル等の発刊事業

- ・ 平成24年3月発行 和文冊子「私たちががん登録」の企画、編集、原稿作成等の発刊業務（6名;計30時間程度）

4. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高		取得	減少		期末残高			
	帳簿原価	減価償却累計額	帳簿原価	帳簿原価	減価償却累計額	帳簿原価	当期償却額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産									
什器備品	0	0	574,040	0	0	574,040	208,259	208,259	365,781
無形固定資産									
ソフトウェア	0	0	103,799			103,799	3459	3459	100,340
合計	0	0	677,839	0	0	677,839	211,718	211,718	466,121

#### **IV. 平成 23 年度監査報告**



平成24年 5月 9日

特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
理事長 津熊 秀明 殿

監事 大木いずみ 

### 監 査 報 告 書

平成24年 5月 9日、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会の定款に基づいて、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの活動に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 平成23年度活動計算書、貸借対照表、財産目録、について監査した結果、関係諸帳票、証拠書類と一致し、その財務諸表の内容は適正であることを認めました。
2. 活動に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はなく、平成23年度事業報告書、役員名簿、社員名簿の内容は真実であることを認めました。

以 上



## V. 業務運営上の体制



## V. 業務運営上の体制

### 1. 事務局の整備

平成 24 年 4 月 1 日から、NPO 法人に求められる会計報告書様式の変更が予定されていることから、本協議会の会計報告書作成指針として NPO 法人会計基準を導入した。NPO 法人会計基準の導入に先立ち、平成 23 年 12 月、公認会計士による会計アドバイザリーサービスを受けた。基礎的な会計知識の説明、NPO 法人会計のあり方の説明、本協議会会計の改善事項の提案等がなされ、平成 23 年度の決算報告書類作成業務に活かされた。

### 2. 情報の保護

協議会が、会員異動調査等において収集した会員の個人情報や会員の業績は、予め通知した目的内でのみ、もしくは協議会運営の資料としてのみ利用し、それ以外の目的・活動に利用したり、第 3 者に提供したりしない。収集した情報を協議会活動と密接に関連する事項に利用する場合は、前もって会員の承諾を得た上で実施する。また、取得した情報は適切に扱い、安全性・信頼性を確保する。

### 3. その他

特になし。



## VI. 參考資料



# 特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会と称し、英文名では The Japanese Association of Cancer Registries、略称をJACRと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関与する人材の育成等を行い、地方公共団体の実施する地域がん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 情報化社会の発展を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) がん登録に関する学術集会、セミナー、公開講演会等の開催事業
- (2) 会誌、図書、ウェブサイト等によるがん登録に関する情報の提供事業
- (3) がん統計、がん登録に関する調査及び研究事業
- (4) 国際がん登録協議会（IACR）への参加協力事業
- (5) がん登録に関する人材育成事業
- (6) がん登録室の機密保持基準の策定及び公表・認定事業

- (7) がん登録の手引、がん罹患・死亡データに関する冊子、実務者マニュアル等の発刊事業
  - (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) コンサルテーション事業
  - (2) 講演会、研修会の開催事業
  - (3) 刊行物の販売事業
  - (4) ウェブサイトや機関紙への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の発展に功労があり理事会が推薦し、総会の承認を得た個人

### (登録会員及び代表会員)

第7条 前条に定める正会員は、団体の中から登録会員として5名以内を登録するものとする。

- 2 前項により登録された者のうち1名を代表会員と称する。
- 3 代表会員はその団体を代表し、正会員としての権利を行使する。
- 4 総会への参加及び表決権を行使する場合には、代表会員が自ら行う。ただし、代表会員自らが行うことができない場合には、代表会員の指定するその団体に属する者に代理出席又は代行をさせることができる。
- 5 前項により代理出席又は代行をさせる場合は、代表会員は代行させるものを申し出、理事会の承認を得なければならない。また、総会の表決権の行使については委任状を必要とする。

### **(入会)**

第8条 名誉会員以外の会員の入会について、特に条件は定めない。ただし正会員については、地域がん登録事業、特にかん患者登録を担当している組織、団体、施設(地域がん登録室に相当するもの)、又は、その準備組織、団体、施設、並びに地域がん登録事業の振興を主要目的とする組織、団体、施設等を対象とする。

2 名誉会員以外の会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め、後日、総会へ報告しなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### **(会費)**

第9条 年会費については、別に会費規定を定める。

### **(会員の資格の喪失)**

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

### **(退会)**

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### **(除名)**

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### **(抛出金品の不返還)**

第13条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

### (種別及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上15人以内
  - (2) 監事1人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、副理事長を3人以内、置くことができる。

### (選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

### (任期等)

第17条 役員の任期は選任された総会の年の7月1日から2年後の6月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **(欠員補充)**

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### **(解任)**

第19条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### **(報酬等)**

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### **(学術集会会長)**

第21条 この法人に、学術集会会長(以下「会長」という)を置く。

2 会長は、理事会において選出し、総会において承認し、理事長が委嘱する。

3 会長は、学術集会を主宰する。

4 会長の任期は、会長に選出された総会日以後、担当した学術集会の年度の終了までとする。

#### **(顧問)**

第22条 この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。

2 顧問は、理事長の諮問に応じて、法人の活動や運営につき助言をすることができる。

### **(専門委員)**

第23条 この法人に、役員のほかに専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任免する。
- 3 専門委員は、理事長の要請に応じて、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 専門委員は、理事長の依頼に応じて、その専門分野においての知見に基づき、法人の活動を支援する。
- 5 専門委員の任期は任命された当該年度内とする。ただし、再任を妨げない。

## **第4章 会議**

### **(種別)**

第24条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### **(総会の構成)**

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

### **(総会の権能)**

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の選任及び解任
- (5) 役員の職務及び報酬
- (6) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (7) 事業報告及び収支決算
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属先
- (11) その他運営に関する重要事項

### **(総会の開催)**

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### **(総会の招集)**

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### **(総会の議長)**

第29条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(総会の定足数)**

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(総会の議決)**

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(総会での表決権等)**

第32条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 第7条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は理事長を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人等は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項及び54条の規定の適用については出席したものとみなす。

- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(総会の議事録)**

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

#### **(理事会の構成)**

第34条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事および当該年度ならびに次年度の学術集会会長、事務局長は理事会に参加し、意見を述べることができる。専門委員は、理事長の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べるができる。

#### **(理事会の権能)**

第35条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### **(理事会の開催)**

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

#### **(理事会の招集)**

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

#### **(理事会の議長)**

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### **(理事会の定足数)**

第39条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### **(理事会の議決)**

第40条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(理事会の表決権等)**

第41条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### **(理事会の議事録)**

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

### (事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### **(事業計画及び予算)**

第49条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### **(暫定予算)**

第50条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### **(予備費)**

第51条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### **(予算の追加及び更正)**

第52条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### **(事業報告及び決算)**

第53条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### **(臨機の措置)**

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## **第7章 定款の変更、解散及び合併**

### **(定款の変更)**

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### **(解散)**

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### **(残余財産の帰属)**

第57条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。

### **(合併)**

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## **第8章 公告の方法**

### **(公告の方法)**

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## **第9章 事務局**

### **(事務局の設置)**

第60条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を若干名置くことができる。

### **(職員の任免)**

第61条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

**(組織及び運営)**

第62条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## **第10章 雑則**

**(細則)**

第63条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	岡本 直幸
副理事長	津熊 秀明
理 事	西野 善一
同	柴田 亜希子
同	藤田 学
同	田中 英夫
同	岸本 拓治
同	早田 みどり
同	祖父江 友孝
監 事	三上 春夫
同	西 信雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員（団体） 40,000円
  - (2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円  
（1口以上）

## 変更

2011年2月10日 変更認証（会費規定の設置、役員任期の明記、専門委員の設置、理事会の構成）

## 会費規程

特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 会費規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会定款第9条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規程で定める年会費は、次のとおりとし、会費は毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員は会費の納付を必要としない。

(1) 正会員（団体） 40,000円

(2) 賛助会員（個人・団体） 個人 5,000円 団体1口 50,000円（1口以上）

2 入会金は、これを徴収しない。

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は定款第13条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規程第2条で定めた会費の有効期限は、定款第48条に準じ、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、総会の議決によるものとする。

(会費の滞納)

第6条 会費を2年間滞納した会員は、定款第10条の退会届の提出があったものとみなす。

附則

1. 通常総会で議決権を有する会員は、前年度の会費を納入したものに限る。
2. この規程は平成23年2月10日付をもって施行する。



別 添





特定非営利活動法人 地域がん登録全国協議会  
平成 23 年度 通常総会 議事録

- 1 日 時 平成 23 年 6 月 15 日 午後 1 時 00 分から午後 3 時 00 分まで
- 2 場 所 国立がん研究センター管理棟 1 階 第二会議室
- 3 出席者数 出席 36 名（内、代理出席者への表決代行 7 名、理事長表決委任 21 名）  
欠席 2 名（書面表決）
- 4 決議事項
  - 1) 第一号議案 平成 22 年度の事業報告書（事業報告、収支決算、監査報告）の議決
  - 2) 第二号議案 平成 23 年度の事業計画案（変更）と収支予算案（補正）の議決
  - 3) 第三号議案 平成 24 年度の事業計画案と収支予算案の議決
  - 4) 第四号議案 第 21 回学術集会会長の承認
  - 5) 第六号議案 理事 4 名の選任（増員）
- 5 報告事項
  - 1) 会員数、役員、専門委員の報告
  - 2) 第 20 回学術集会開催準備状況の報告
  - 3) 協議会ニーズ等の意識調査（アンケート）実施に関する報告
  - 4) 事務局体制についての報告（事務局長委嘱、事務局居室）
  - 5) 表彰制度についての報告
  - 6) 委員会の設置及び担当理事配置の報告
  - 7) その他報告事項
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果  
定款 28 条に拠り、本総会の議長は、津熊秀明理事長がこれにあたった。
  - 1) 司会者松田智大事務局長より本日の平成 23 年度通常総会は、定款第 30 条に定める定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、定款 28 条に拠り、議長に、津熊秀明理事長がこれにあたり、議事に入った。
  - 2) 議事録署名人 2 名の選任  
議長より本日の議事をまとめるにあたり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野善一氏、大木いずみ氏を選任することを全員異議なく承認した。
  - 3) 第一号議案 成 22 年度の事業報告書（事業報告、収支決算、監査報告）議決

議長より平成 22 年度の事業報告と収支決算の報告、監査報告を配布し、詳細に審議したところ、全員賛成で異議なく承認した。

- 4) 第二号議案 平成 23 年度の事業計画案（変更）と収支予算案（補正）の議決  
平成 23 年度の事業計画書案（変更）及び収支予算案（補正）を配布し、詳細に審議したところ、全員賛成で異議なくこれを承認した。
- 5) 第三号議案 平成 24 年度の事業計画案と収支予算案の議決  
平成 24 年度の事業計画書案及び収支予算案を配布し、詳細に審議したところ、書面表決にて否決 1、他賛成多数につき、これを承認した。
- 6) 第四号議案 第 21 回学術集会会長の承認  
議長より第 21 回学術集会会長として、平成 23 年度第 1 回理事会において安田誠史氏が選出された旨の報告があり、同氏を会長とすることを全員賛成で異議なく承認した。
- 7) 第五号議案 理事の選任（増員）  
議長より当協議会の事業活性化と健全な運営を目的とし、理事として、戸堀文雄氏、茂木文孝氏、有田健一氏、安田誠史氏の 4 名を増員したい旨の提案があり、審議の結果全員賛成で異議なく承認された。
- 8) 報告事項 1 会員数、役員、専門委員の報告  
議長より、平成 23 年 5 月現在の会員数、役員他人事について報告があった。会員数について、5 月 20 日付にて新しく一般社団法人がん統計センターが正会員に加入したことにより、正会員数は 38、36 道府県市、2 研究団体、登録会員数は 137 名であること、理事の内柴田理事については、4 月 1 日付にて所属が人事異動により変更したこと、顧問の内、全国衛生部長会会長が 6 月 1 日付にて神奈川県の中沢明紀（なかざわあきのり）部長に変更となったこと、平成 23 年度より新たに専門委員として、服部昌和氏、伊藤秀美氏、井岡亜希子氏が選任された旨、報告された。
- 9) 報告事項 2 第 20 回学術集会開催準備状況の報告
  - 1 0) 三上春夫第 20 回学術集会会長より平成 23 年 9 月 14、15 日に開催予定の第 20 回学術集会の開催準備状況について、報告があった。
  - 1 1) 報告事項 3 協議会ニーズ等の意識調査（アンケート）実施に関する報告  
7 月頃を目途にアンケート調査を実施する予定である旨、報告があり、実施の際は代表会員に調査便宜取り計らいの依頼書を同封の上、行政担当者、研究者、実務担当者ほか、地域がん登録事業に関わる多くの方にアンケート用紙を配布し、調査にご協力をいただきたい旨、報告された。
  - 1 2) 報告事項 4 事務局体制についての報告（事務局長委嘱、事務局居室）  
議長より、味木前事務局長の退任により、松田事務局長の就任について報告があった。また、事務局長より、現職 2 名の事務局員に加え、研究班委託業務担

大に伴い、委託業務調整担当者として新たに職員を1名増やす予定の旨、報告された。居室については、国立がん研究センター内に事務所を設置する申請を現在しており、現状、レンタルオフィスを通じ電話や郵便物の対応をしているが、国がんに居室を借りることで連絡のタイムラグが解消されること、7月を目途に事務局の移転を予定しているが、正式に決定し次第、会員あて報告することとし、事務局の移転後もしばらくはレンタルオフィスを併用する予定であることも併せて報告された。

13) 表彰制度についての報告

議長より、これまでの表彰制度を見直し、新しい表彰制度が検討されている旨、報告された。平成24年度からの実施予定であるが、今年度中に理事会で正式な表彰制度を策定し、来年度の実施ができるよう検討していく旨、報告された。

14) 委員会の設置及び担当理事配置の報告

議長より、各事業のスピーディ且つ有益な活動計画及び実施を目的とし、各事業に照らして委員会を設置し、今後活動を展開していく予定である旨、報告された。各委員会に関する概要説明と担当理事の報告があった。なお、NPO法人の特性を生かし、正会員の積極的な活動への参画を期待したい旨、併せて述べられた。

15) その他報告事項

祖父江友孝氏（研究班代表会員）より、最新の地域がん登録事業にまつわる動向について情報提供がなされた。併せて、地域がん登録事業に関しては、当協議会のような意見を集約、共有、発信していく組織体があることのメリットを生かし、事業の充実と発展のため今後もより多くの関係者による積極的な活動への関与が望まれない旨、発言があった。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成23年6月15日

議 長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 善一



議事録署名人 大木 いずみ





CHINA



## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会 平成 23 年度 第 1 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 23 年 4 月 25 日 (月) 15 時 00 分～17 時 15 分
2. 開催場所 国立がん研究センター 管理棟 1 階 第 2 会議室
3. 出席者 理事長 津熊 秀明  
副理事長 早田みどり  
理事 西野 善一、柴田 亜希子、三上 春夫、藤田 学、田中 英夫  
監事 大木 いずみ  
顧問 岡本 直幸  
第 20 回学術集會会長 (兼理事) 三上 春夫  
専門委員 祖父江 友孝、片山 博昭、有田 健一  
事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子

### 4. 審議事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 平成 22 年度事業報告について [資料 1]  
① 事業報告、会計報告、監査報告  
② 事業報告冊子の作成について [別冊資料]
- (3) 平成 23 年度事業計画と予算案について [資料 2]
- (4) 平成 24 年度事業計画と予算案について [資料 3]
- (5) 平成 23 年度總會審議事項について [資料 4]
- (6) 東北地方会員に対する震災後の支援等について [資料 5]
- (7) 学術集會と市民公開講座について [資料 6]
- (8) 第 21 回学術集會会長の選任について [資料 7]
- (9) 短・中・長期の協議会事業について；ビジョンの共有、事業計画と目標設定、  
評価基準の策定について (続) [資料 8]
- (10) 協議会へのニーズ等意識調査 (マーケティング) の実施について [資料 9]
- (11) 事務局体制について [資料 10]  
① 事務局長の選任  
② 事務局居室に関する進捗報告
- (12) ニュースレター編集委員について [資料 11]
- (13) 地域がん登録に関する Q&A 窓口について [資料 12]
- (14) 表彰制度について



## 5.議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長は、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名の選任を理事に諮り、西野理事及び大木監事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 議事開始前に、議長より、味木事務局長の 3 月 31 日付国立がん研究センター退職に伴い松田主事に事務局長代行を委嘱した旨、報告があった。全員異議なく承認した。
- 3) 平成 22 年度事業報告について[資料 1]

1. 資料をもとに、松田事務局長代行より平成 22 年度の事業および会計について報告があった。平成 22 年度の事業および会計について、特に問題がないとして監査報告を大木監事に提出いただいております、また、NPO 法人の会計は、事業費と管理費に区分し、NPO 法に則って、非営利活動事業に比重を持たせる必要がある旨の説明があった。

片山専門委員より資料 1-1 (p.10) の役員名簿について、祖父江元理事を掲載する必要があるかの質問があった。これに対し事務局より、祖父江元理事は平成 22 年度 6 月の総会で退任の報告をしてから退任しており、平成 22 年度に一時期でも役員であった者は掲載する旨の回答をした。

岡本顧問より、資料 1-2 に示した平成 22 年度会計における次期繰越金額が、NPO 法人の会計としては多額ではないか、東京都より指導を受ける可能性があるのではないか、との指摘を受けた。事務局より、指導を受ける可能性はあるであろうこと、また多額の繰越金(資産)となった理由としては、保健文化賞の賞金を使いきれていないこと、協議会の NPO 法人としての運営体制整備に資金を使いきれていないことであることを述べた。柴田理事より、予算が余った理由のひとつとして、事務局職員の雇用を 7 月以降に予定していたが、雇用体制を整えられなかったため 11 月からの雇用となったことも補足された。

早田理事より、会費未納会員に対し督促などの措置をとっているのか、との質問が出され、事務局より、兵庫県は年度末に入金するとの連絡があったこと、沖縄県は会費の遅延であり 4 月になってから振り込みがあった旨を報告した。

片山専門委員より、会費や寄付金で運営されることが NPO 法人であるのに対し多額の事業収入を得ることは問題がないのか、との質問を受けた。それに対し事務局より、NPO 法人も特定非営利活動を実施するための事業費収入を得ることは可能であり、一定額まで非課税であるが、その事業収入の余剰を利益として会員などに配分することができない、また、事業を実施するために必要な資金を得て事業を行うことに問題はないと考えている旨、回答した。

大木監事より、会計書類は証拠書類に基づき適切に処理されているとの報告があっ



たが、三上理事、岡本顧問から、経理処理が適正であるのはこれまでの処理の流れから正当性があるが、処理する金額が年々増えているため、会計について行政の指導を受ける可能性があり、行政書士などのアドバイスを受けたほうがよいとの意見が出され、今年度検討していることを事務局より説明した（(3)の議題と関連）。

2. 事業報告冊子の作成について、事務局より、平成 23 年度総会で会員に配布する旨説明をした。これまでは研究・業績調査結果報告と一緒にになっていたが、今年度からは事業に関する報告のみと区別している旨も説明した。

#### 4) 平成 23 年度事業計画と予算案について[資料 2]

1. 事務局より、予算に余裕があるため、平成 23 年度に集中して各事業を拡充できるよう補正予算案を作成した旨説明をした。特に、昨年度実施できなかった事業（和文パンフ）や全体的に強化が必要と思われる事業についての作業部会（ワーキンググループ）の設定、それに伴う電話会議、法人運営に関し社会保険労務士や行政書士への相談、が挙げられた。今年度は新規事業が加わるわけではないが、先述のような昨年度未実施の事業や事業の拡充に単年予算をつけることで留保金を減らしていきたい旨説明をした。
2. 片山専門委員より、調査研究費の予算の内訳について、平成 22 年度は 600 万で 2 名を雇用したのに対し、平成 23 年度は 1300 万で 3 名になるのは何故かとの質問があった。事務局より、研究班の全国がん罹患モニタリング集計事業の集計作業について平成 22 年度の実績により、研究班から協議会への委託業務範囲の拡大が可能との判断のもと、研究班より打診があり、それに伴い、協議会の職員を 1 名増員した上で受託内容を拡大した予算案を作成したことを説明した。

三上理事より、今回の東北大震災に対し、協議会として何かできないのか、との提案があった。西野理事より、宮城では特に大きな被害、登録業務への支障は出ていないこと、福島、岩手も登録室自体には大きな被害が出ていないことが報告された。

片山専門委員より、人材育成事業について、協議会でどのような活動をしていくのか、いつ始めるのかの見通しを立て、予算をつけて具体的に事業化するのが望ましいとの意見が出された。

柴田理事より、各事業項目の予算づけの根拠は何か、毎年変わらずに実施している事業への固定予算以外は、事業実施が未確定である現在では判断しかねる、また、適正な留保金額はどのくらいか、との質問があった。それに対し事務局より、予算案作成についてはもちろん事業計画ありきであるが、想定される活動に基づいて予算を立てている旨、平成 24 年度以降は 300～600 万が留保金となる見込みであるが、法人の運転資金としてまた職員を雇用していることも鑑みるとこの程度額の資産を常に確保しておく必要がある旨回答した。

#### 5) 平成 24 年度事業計画と予算案について[資料 3]



事務局より報告内容の説明を行った。平成 24 年度の事業計画が未確定であることから今後協議が必要とされ、後日、電話会議などで確認することとした。

6) 平成 23 年度総会審議事項について [資料 4]

総会開催日について、法務手続き上、6 月中旬までに開催したい旨、事務局より説明があった。協議の結果、総会を 6 月 15 日 (水) 午後 1 時～午後 3 時に国立がん研究センター第 2 会議室にて開催することが決定された。なお、今回の総会より、出欠席に関わらず正会員の公平かつ実質的な議決をするためにも、事前に総会資料を配布し、書面による表決を可能にするよう事務局で準備を進めている旨報告された。

7) 東北地方会員に対する震災後の支援等について [資料 5]

議長より東北大震災により被害の受けた地域またこれから懸念される課題等に対して全国を網羅する NPO 法人として協議会が何らかの手助けができないか支援したい旨提案があった。支援策、懸念される課題等について理事、監事及び専門委員より下記の支援案や質問が出された。

- ① 被災地において、特に行政は保健師の確保で手いっぱいであり、岩手、宮城、福島、茨城、のほか被災地から人が流れている新潟、栃木などの地域がん登録の通常業務について援助できることがあるのであれば、協議会として検討していくべきである。2010 年、2011 年罹患症例の登録実務支援が必要であると考ええる。現地の登録室のマンパワーや予算にもよる問題でもある。(実務支援)
- ② 放射線の影響で福島県のがん登録は国際的にも注目されるであろう上に、福島県はがん登録を開始したばかりでアクティビティが低いので、手助けできないのか。事務局より、福島県は会員ではないが、入会に対して積極的な県であることが補足された。(福島県への実務支援)
- ③ 被災者の住民票の把握を急ぐこと等の、提言をすべき。(登録体制整備の支援)
- ④ 震災の影響を受けた地域のがん登録票の提出は今後どのようなようになるのか、との質問が出されたのに対し、宮城の出張採録業務上現時点で問題はないが、沿岸部の病院については病院自体が無くなっており、アクセスできないという報告がされた。(医療機関の問題)
- ⑤ 被災地からの避難により他県で亡くなる患者さんの把握、がん登録をどのように行うのか、は難しい問題である。広域での状況の把握と、がん登録の重要性を訴えていくことが重要である。(広報活動の重要性)
- ⑥ 岩手、福島へは理事長等が直接現状を尋ね、何が必要か訊いてみるのはどうか。福島は住民の健康調査を実施することが連絡されている。実態把握をすることも必要である。(実態、ニーズ調査)



- ⑦ 関連機関の動きとして、日本疫学会が放射線の影響について声明を3月に出している。現在の放射線量という証拠に基づいた見通しを行政、マスコミ向けに出している。（他機関の動き）

本議題について、議長より現地の実態把握をしてから、今後の対処法を検討していくと提案があり、具体的な活動計画についての議論は持ち越された。

8) 学術集会と市民公開講座について[資料 6]

1. 三上会長より、第20回学術集会の概要と進捗の報告があった。
  - ・ 会場の広さの都合上学術ポスターのみで、登録室紹介ポスターは募集しない。
  - ・ 計画停電が実施される見込みがあり、半日開催の可能性がある。
  - ・ 計画停電の予定もあることから対象者を地域がん登録関係者に絞ってではあるが、現在の世情を考慮し、放射線影響に関するシンポジウムを企画している。
  - ・ 会場の都合上日程は変更できない。
2. 事務局より、原則としてNPOの活動は広く一般市民向けのもので、今後は一般向け講演会等の開催についても検討する必要がある旨提案があった。

9) 第21回学術集会会長の選任について[資料 7]

事務局より、6月に開催予定の総会にて第21回学術集会開催地および会長の選任が必要である旨提案され、これまでの開催履歴を参考に検討された。結果、議長より、高知の安田先生に打診し、愛知も候補地として提案され、高知の回答次第で高知か愛知のいずれかに決定することとなった。

10) 短・中・長期の協議会事業について：ビジョンの共有、事業計画と目標設定、評価基準の策定について（続） [資料 8]

会議時間の都合上、この議題は次回に持ち越しとなった。

11) 協議会へのニーズ等意識調査（マーケティング）の実施について[資料 9]

事務局より資料を基に趣旨の説明がされ、有田専門委員より、登録会員だけでなく、実務者の声も調査に反映させたい、そのための調査方法の検討が必要な旨説明された。調査票（案）に対し、質問項目の量はちょうど良いが、自由記載欄を設けることが望ましいこと、また、質問11にある事業は必須なのかとの質問が出され、事務局より、定款記載事項であるため調査の内容に盛り込んだ旨説明がされた。

議長より、この調査については、WGを設置し、電話会議等で話し合い実施していくこと、WGメンバー選定は理事長に一任されたいこと、調査の実施可否、調査内容についてはメールで意見を挙げて欲しいとの提案があり、全員異議なく承認した。

12) 事務局体制について[資料 10]



1. 議長より、總會以後も事務局長を松田主事に一任することを、總會で報告する旨の報告があり、全員異議なく承認した。
2. 事務局より、国立がん研究センターの業務の都合上いまだに事務所借受申請に対する進捗が無く、進捗あり次第報告をする旨報告された。

### 1 3) ニュースレター編集委員について[資料 11]

今年度は昨年を引き続き田中理事がニュースレター編集委員に決定しているが、祖父江専門委員（前編集委員）にも引き続きお願いする可能性も含め、編集委員会の設置など、体制を見直す旨の発言があったが、決定は後日に持ち越された。

### 1 4) 地域がん登録に関する Q&A 窓口について[資料 12]

事務局より、研究班の pref\_canreg@メーリングリストに関し、国がんの ML が閉鎖された際、地域がん登録に関する Q&A も閉鎖された状態となり、現在もそのままであること、一般的な質問については、協議会が窓口となるのが望ましい、との提案があった。それに対し、研究班の業務との関係からすぐには決断ができない問題であるとの見解が示されたが、ML は緊急の課題であるとの指摘がなされた。本議題については、今後の研究班の進捗を見ながら引き続き検討することとされた。

### 1 5) 表彰制度について

議長より、人材育成制度との関連から、表彰制度を実施するなら總會までに決定したい、また WG を設けて検討したい旨が提案された。

田中理事より、H21 の最後の理事会以来、学術奨励賞を設けたい旨の提案が、持ち越しとなっていたが、今年度、再度提案したく、次の總會までに理事会 ML に対して具体案を提示するという意見が出された。これに対し、WG 等で個別に検討することで、事業を進めていくことも必要であり、また、表彰制度のような活動は HP 等で受賞者を発表、掲載し、全面に押し出していくことを検討してほしいとの意見も出された。

議長より、検討事項を事務局内でまとめ、理事会 ML に回覧し今後検討していくことが提案され、全員異議なく承認した。

## 6. 今後の予定

本日の議事においては、未決の議案があり、總會審議事項も未決であることから、近々に電話会議を開催し、總會に臨むこととした。電話会議日程については、後日調整する。



以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 23 年 4 月 25 日

議 長

津熊 秀明



議事録署名人

西野 善一



議事録署名人

大木 いずみ





## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成 23 年度 第 2 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 23 年 5 月 9 日 (月) 10 時 00 分～ 12 時 00 分
2. 開催方式 電話会議 形式
3. 出席者 理事長 津熊 秀明  
副理事長 早田 みどり  
理事 西野 善一、柴田 亜希子、三上 春夫、藤田 学、田中 英夫  
監事 大木 いずみ  
第 20 回学術集會会長 (兼理事) 三上 春夫  
専門委員 片山 博昭、  
事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子

欠席者 専門委員 祖父江 友孝、有田 健一

#### 4. 議事事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 理事・監事等役員の増員について (提案・報告)
- (3) 事業別担当者の設定について (提案・報告)
- (4) 平成 23 年度事業計画と予算案について
- (5) 平成 24 年度事業計画と予算案について
- (6) 第 21 回学術集會会長の選任について (報告)
- (7) 協議会へのニーズ等意識 (マーケティング) 調査の実施について (報告)
- (8) 表彰制度について
- (9) 東日本大震災後の支援等について

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名の選任を理事に諮り、西野理事及び大木監事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 議長より、資料をもとに理事・監事・専門委員等の増員について提案がされた。提案に対し、以下のような意見が出された。
  - ① 早田理事より：地域など偏りがない選任を目的としつつ、全国を 7 ブロックに分けてそれぞれのブロックから 2 名ずつという考えはないか。また、行政担当者は人事異動があり理事への選任が難しいが、行政の目線も大事と考える。佐賀県前田さん



のように実務を長く経験している人なども必要だと思う。

- ② 片山専門委員より：もともと正会員自体、バイアスのかかった会員資格であり、その中から理事を選ぶとどうしても偏りが出る。協議会の目的を考えると、正会員のありかたに疑問が生じる。県の事業でありながら、協議会活動内容がその方向にならない点は納得できない。目的を明確にした上で、人選されたい。協議会は何のため、誰のため、実務者に何ができるかを、常に考えていくべきだと思う。県行政を無視して活動をしてはいけない。現時点でその視点が欠けている。委員会担当者についても、ボトムアップの仕組みは取れないか。会員意識調査をするから今後分かることもあるだろうが、協議会が次の段階で何ができるかもきちんと考えたい。
- ③ 柴田理事より：実務者の理事への選任は理想的だが、多くの場合正会員ではないから推薦できない。現在は過渡期なので、理事増員を主目的として今回は選任されたい、と思うがどうか。

以上の意見に対し議長より次のように回答、説明された。

- ① ブロックに分けて体制強化する方向は大事なことであり、将来的にはそのようにすべきと考えているが、現状、ブロックで分けて選任するのは難しいと考え、今回の提案となった。また、九州ブロックは適任者が足りていない。6月の総会の際に本件については諮問したいと思っている。職場での立場もあり行政の方、現場の方を選ぶには時間と選任に当たっての戦略（手順）が必要であり、そういう理由からも、今回は即決定できる人材を考えた。
- ② 理事会への重大な御指摘と受け止める。協議会が何のためにあるのかは、定款にも示されている内容を、常に自問すべきである。登録事業が県の事業であることを前提とした理事の体制、を念頭に置く必要があるだろうが、一方、正会員に対し登録会員の内訳については各登録に委ねており、登録されるべき人選がされていると思っている。登録会員に研究者が多いとどうしても役員が研究者に偏りがちである。がん登録事業は医師主体であるものではなく、欧米がそうであるようにがん登録のスペシャリストが支えていきたい事業であり、そのような人材こそ協議会の主体となるとも考える。しかし、現状の日本はそうではない。今すぐ理想の形にしていくのは難しいゆえ、できる範囲で進めていきたい。県との連携に関しては、例えば、全国衛生部長会からは、地域がん登録に関する法制化についての要望などを出して貰っている。今後は協議会が先頭に立って各方面へのロビイングを進めていかなければと思っているが、現状では協議会の中での議論が未だ不十分と認識している
- ③ 正会員の定義、協議会は何のために、など大きな議論があるが、現時点で活動を動かすために理事等を選任したい。各事業におけるワーキンググループ（以下、WG）の核となっただけのような人選とした。この6月の総会に提案して承認してもらうに当たり、一步でも前進すべく今回の提案とした。

以上の議論の他、今回の候補者は協議会の目的に沿った、また、活動内容に合致する人

選であること、今回の人事については過渡期としての対応であること、将来的には地域、役職ともに全国的なバランスを考えると、今後は正会員制度のありかたなども含め検討するとともに、理事等の人選の前に活動として何をやるのかを検討することが優先であることなどを踏まえた上、増員及び候補者案についても、全員異議なく承認した。

なお、本議題の承認を受け、理事長より全ての候補者あてに総会前までに理事並びに専門委員委嘱の打診をし、内諾をもって6月の総会に諮ることとした。

- 3) 協議会の事業に沿って委員会の設置をしたい旨、議長より提案された。委員会については、理事、専門委員にこだわらず、より自由に選びたいと考えている。各委員会についての活動内容の構想はあるが、活動を行う人については検討が十分にされたとは言えない。取り急ぎ重要だと思われるカテゴリーで委員会を想定した。

議論の結果、委員会と理事会の関係、組織連絡体制も考慮し、各委員会に担当理事を設置することとした。担当理事は理事会に常時出席する者で、NPO 法人として自主性を重んじる活動志向からも、委員会構成メンバーの決定については、各担当理事が理事会に推薦し、理事会が決定することとした。設置委員会及び担当理事は次の通り。

①学術委員会 担当：田中理事

②広報委員会 担当：津熊理事長

ただし、NL編集委員は広報委員とは離して選任することとした。

次号(29号)のNL編集委員：主=田中理事 副=井岡(大阪)

③国際委員会 担当：松田事務局長代行

※事務局長も理事会に常時出席することから、担当とした。

④教育研修委員会 担当：柴田理事

※山形県会員としての理事任期が6月となるが、その後研究班会員として理事に選任されることとし、教育研修担当としたい。

⑤安全管理委員会 担当：西野理事

以上、委員会設置、担当者の選任について、全員異議なく、承認し、6月の総会にて報告することとした。なお、委嘱の方法等、今後検討することとした。

- 4) 平成23年度事業計画と予算案について、資料をもとに、松田事務局長代行より説明がなされ、全員異議なく承認し、6月の総会で報告することとした。ただし、表彰制度など今後の検討内容次第で予算等が変更となる事業等については、臨時総会を開催し補正予算を立てて修正していくこととした。
- 5) 平成24年度事業計画と予算案について、資料をもとに、松田事務局長代行より説明がなされ、全員異議なく承認し、6月の総会で報告することとした。ただし、24年度については今後の活動計画をみて、必要であれば補正予算を検討するものとする。
- 6) 第21回学術集會会長の選任について、高知県安田誠史先生に打診し、内諾をされた旨議長より報告があった。ただし、来年度6月は高知県議会もあり、行政担当者に



学術集件事務局業務を分担してもらう都合からも、5月中旬～下旬にかけての開催であれば可能との内諾であった。よって、総会開催も例年6月開催を5月の開催となる。全員異議なく承認し、6月の総会で承認を諮ることとした。

- 7) 協議会へのニーズ等意識（マーケティング）調査の実施について、4月25日開催の第1回理事会にてたたき案を提示したが、その後熟考の上、意見を求めたい旨、議長より依頼があった。複数選択回答については集計が難しいこと、対象者を意識した質問であることなど、理事長より事務局あて既に意見を出している。その他、理事会メンバーからの意見（5月10日締切）をもとに、総会までに完成に近いものを理事長及び事務局で作成することとした。総会で意識調査実施の承認を得たのち、7月に実施予定の旨、議長より申し添えられた。
- 8) 表彰制度について田中理事より、資料をもとに「学術奨励賞」についての具体的な提案がされた。研究者向けの学術奨励賞に加え、今まで実施していた実務者表彰のような地域がん登録に直接に貢献した人材を表彰する制度も、NPO法人としては必要であると提案され、全員異議なく賛成した。

議論の結果、今後は、表彰制度について実務貢献賞（仮称）と学術奨励賞の2本柱で検討を進めていく旨、承認された。6月の総会では、2本柱で表彰制度を実施予定であること、学術奨励については適宜実施概要（応募条件、副賞についての詳細は除く）を示し、実務貢献賞（仮称）の表彰制度については検討中であり、平成24年度には実施予定である旨を報告することとした。

なお、総会での報告方法について、今までのような実務者に加えて、研究者育成を目的とした奨励賞も追加した、というような正会員の意識に配慮した報告の仕方が必要であると意見が出された。

また、学術奨励賞の実施については、募集開始を23年度内にし、決定を24年度とし、平成24年度の学術集會での表彰が可能であると提案された。

- 9) 東日本大震災後の支援等に関し、議長より、東日本大震災の被災地の状況について次の通り報告があった。
- ① 岩手県事業担当の医師会（日下先生）あて、協議会理事会の総意として支援したい旨伝えた。岩手県では、沿岸部の津波の被害が大きいところは困難だが、それ以外は届出票も出しており、登録作業もできている。
  - ② 福島県は、協議会の会員ではないが、メールで伺ったところ、登録の人的、物理的な被害はなく、通常通り業務を行っている。必要があれば連絡する、とのこと。
  - ③ 茨城県は、担当者あてメールで伺ったが、未だ返事なく様子分らず。

協議会として現時点、支援の申出はしているが、被災地域との情報共有を密にし、必要



に応じて対応することとしたい。

資料にて支援案として掲げているが、被曝された方の長期的な影響、がん罹患者の居住所移転、原発従事者の発がん影響などこれから表に出てくる課題については、現場ではなかなか分かりにくいこともあり、今後よく注意していきたい。

追跡調査に住基ネットを活用するなどのがん登録事業に必要とされる体制の整備等に関しても、この際要請するといった形の支援もある。

9月千葉で開催の学術集会以放射線被ばく影響に関するプログラムを予定しており、これに関連して声明文を出すことを企画している。声明文に盛り込む内容など、設置が決定した広報委員会などでも練り上げていただければ有り難いと三上会長より発言があった。

#### 6. 今後の予定

6月15日12時より、本日の議事において承認された理事・専門委員候補者（内諾者）も含めて理事会メンバーを非公式に招集し、弁当を共にしながら、總會開催前の打合せ（顔合わせ）をすることとした。なお旅費の手当てが必要な方には協議会が負担することとする。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成23年5月9日

議 長

津熊 秀明



議事録署名人

西野 善一



議事録署名人

大木 いずみ







## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

## 平成 23 年度 第 3 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 23 年 7 月 29 日 (金) 10 時 00 分～ 12 時 15 分
2. 開催場所 国立がん研究センター 国際研究交流会館 2 階 会議室
3. 出席者 理事長 津熊 秀明
- 理事 西野 善一、戸堀 文雄、茂木 文孝、柴田 亜希子、三上 春夫、  
藤田 学、田中 英夫、有田 健一、安田 誠史
- 監事 大木 いずみ
- 第 20 回学術集会会長 (兼理事) 三上 春夫
- 専門委員 祖父江 友孝、井岡 亜希子、片山 博昭
- 事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子

欠席者 副理事長 早田みどり、専門委員 服部 昌和、伊藤 秀美

## 4. 議事事項

- (1) 意識調査実施 進捗報告
- (2) 各委員会について (今年度活動計画、予算、課題)
- (3) 第 20 回学術集会での声明発表について

## 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

開会の前に、理事長より、今回の理事会から 6 月総会で承認され新任された戸堀理事、茂木理事、有田理事、安田理事の出席、及び平成 23 年度新たに専門委員になられた井岡委員の出席の旨の挨拶があった。

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 松田事務局長より、協議会へのニーズ等意識調査実施に関し、資料をもとに次の通り進捗報告がされた。
  - 初回 900 部を配布予定とする。会員と関係者に送付し、更に送付先から地域におけるがん登録に関係する各方面へ調査票を配布していただく。
  - 調査票は紙媒体と PDF の両方を用意し、回答しやすい方法で返送していただく。
  - 返信用封筒は受取人払いの封筒を同封し、私書箱宛の返送となる。
  - スケジュールは、現在、調査票印刷中で、来週中 (8 月 5 日までに) に発送し、8 月 19 日 (金) に回収を締切る予定。締切り後、数週間のうちに集計し、学術集会で報告する。
  - 調査票の最後にフリーコメント欄を追加した。
  - 協議会に対する理解、期待することなどをいろいろな立場の方の声を聞く。



報告後、次のような意見、質疑があった。

- ① 問 26 の「名簿に記載のある登録会員か」の問いは適切か。登録会員は名簿に掲載されていることに対する自覚があるのか。答えられるのか。

→ 会員名簿は、全登録会員に 1 部ずつ配布済み。名簿は個人情報でもあるため、公に Web に掲載することは不適切。

- 山形の場合、全資料が柴田先生のところ集まってきたことがある。膨大な資料の中に埋もれることもある。ある人を登録会員とすることは、立場上、組織上必要ということはあるかもしれないが、会員の異動調査の際に登録会員選考の妥当性を問うべきか？
- 実務者と行政などの意識の乖離、協議会に対する意識の違いが見られる。
- 質問票自体も、対象が不定なので、回答率は算出不能。しかし、登録会員全員に配布している分は、どれくらい回収されたかを見ることはできる。

- ② 調査票の配布先となるがん登録事業関係者の定義は？

→ 広く配布いただきたい旨の依頼状を添えて配布する。カバーレターは代表会員宛と関係者向けの 2 種を用意した。登録会員の方々にも、できるだけ広く関係者に配布していただきたいと記載している。

- 問 24 で回答者属性を質問しており、配布対象は選択肢にある（行政担当、実務者、研究者、企業、その他）がメインだが、関心のある関係者についてはその他に入る。

- 2) 各委員会について（今年度活動計画、予算、課題）

各委員会は発足したばかりだが、Newsletter（以下、NL）29 号に関連記事を掲載し、更に具体的な計画を挙げている委員会もあり、資料の順に紹介し、各委員長の考えを理事会の中でも議論していきたい旨、議長より提案があった。

■ 学術委員会（田中理事）

- 概要は NL の原稿を参照のこと。
- 大まかな活動内容は次の 4 つ。

- 1 学術集会のプログラムの提案
- 2 学術奨励賞の設置
- 3 広報委員会と連携し、がん登録関連情報を発信
- 4 国際委員会と連携し、若手研究者の国際共同研究の推進

- 構成員は 4 名とし、メールと電話で依頼、承認済み。

- 今年度の活動計画は、次の 5 つ。

- 1 NL30 号への投稿。以後も NL に掲載したい。しかし、NL の読者に適しているかは疑問。Web 掲載という考えもある。NL に掲載するのであれば、一般の人にも理解できるよう編集する必要がある。
- 2 奨励賞の実施要綱の制定
- 3 学術奨励賞の広報
- 4 学術奨励賞の募集



## 5 奨励賞の選定

- 来年度以降は副賞等の予算が必要と考える。
- 学術奨励賞実施要綱案を作成した。奨励賞の選定作業をするために、受賞対象者条件を設けた。募集方法は Web とし、書類審査を含む選定委員の可否によって審査したい。申請書は Web からダウンロードして提出する方法を想定している。日本公衆衛生学会の様式を模範とした。

以上の報告を受けて、次のような意見があった。

- 詳細まで詰めていただいているが、他の委員会の進捗具合とのバランスを配慮する必要もあるかと思う。
- 協議会として、「学術」という分野をどのように扱うか議論が必要。研究職に限られていると思う。NL や Web に掲載することはよいことかと思う。奨励賞を設けるのは時期尚早な気がしている。表彰の対象として論文を想定しているということであれば、どんな論文を対象とするか？この条件を満たす論文を出版できる地域がん登録がかなり限られるのではないか、と思う。
- 学術奨励賞については、以前から提案され、理事会では承認、実施の決裁済みである。ただし、細かい基準についてはこれから詰めていく。
- 若手研究者を奨励することは、地域がん登録事業の底上げにも寄与する。リーダーが引率していく在り方は発展段階にあるところは仕方がないこと。そのリーダーを育てることは必要であると考え。奨励賞を設置する意味はあると思う。ただし、協議会がどの場所でどのように力を発揮するかを見定める必要はあり、現状、幅がありすぎるように思える。今までの奨励対象者（実務者）をどう拾うかが課題。
- 資料にある 4 つの分野（事業、研究的事業、事業的研究、研究）のうち、学術奨励が対象とするのは一番右（研究）だけ。協議会としては、この 4 つすべてを対象とすることが必要と考える。協議会から見ればすべて賞を与える対象。学術論文に焦点を当てすぎると、ずれていく気もする。
- 地域がん事業関係者以外の研究者も拾っていく、巻き込んでいくという意図もあるように思う。
- 今までの実務功労賞があることが前提の学術奨励賞の提案である。研究者を事業に参入させるための、PR も狙ってのこと。理事会でもそのような見解であった。
- まずは育成と奨励を先に進める。従来の功労賞はペンディング状態。より優れたがん対策を立案した人への功労賞も学術委員会の管轄なのかどうか？左半分（事業、研究的事業）に対する奨励は、別の委員会又は機関での対応が必要。しかし、INPO が地方自治体を表彰するというような、行政を対象とする賞の仕組みは難しいと感じる。そちらが決まらないと学術奨励賞を実施しないとすると、相当時間がかかってしまう。

以上のような意見、議論の末、学術奨励賞、実務功労賞、事業功労賞のいずれも実施していかなければいけないため、功労賞を年内に検討を進めていくこととし、功労賞は理事長の下で理事会直轄の検討事項とした。また、功労賞については個人表彰が難しいた



め、団体を表彰することも含め、来年に実施することを目指し、早急に協議、検討していくこととした。なお、学術奨励賞についても、細かなクライテリアを電話会議やメールで詰める。理事会は委員会活動を奨励していく立場であり、意見を出す機関として捉えることとした。

#### ■ 教育研修委員会（柴田理事）

- ▶ 教育研修としてイメージする NPO 法人における教育研修とは何かを伝えるための NL 原稿をそのまま資料にした。基本的に委員会活動は一人ではできない。最初に委員を何人かお願いしようと思っていたが、担当者が別の活動に参加し負担をかけていることもあり、まだ声をかけていない。
- ▶ モデルは、乳がん検診の精度管理研修であり、講習会の開催など、綿密なスケジュールと要綱が決定されている。人数が満たないと開催しない、という講習会で、受講料は 3 万円払ってもらっている。受講料には、実施経費、講師旅費謝金を含んでいる。受講料だけでは賄えないため、医師会などが共催し、国からも補助を受けていた。講師は NPO 理事ではなく、講師資格のある人が依頼を受けて講師を務め、県実務者に相当する人が講習会を実施している、ボランティアな活動。
- ▶ 地域がん登録では、実務職員等を土日に出勤させることが難しいと考えると、どのように教育研修をしていくかが課題である。

以上の報告を受けて、次のような意見があった。

- 講師をどう確保するかは課題であるが、国がんや JACR の研修会を踏まえ、研修教育はどういうものであるべきか、を検討していただき、そのためには何をどうするのかを次に考えていくという順序。関係機関との役割分担と人材育成の在り方を整理し、協議会の役割やできることを探り、まとめていくことを委員会で検討していただければどうか。
- 皆さん忙しく、研修委員会は一步踏み込むと抜け出せないように思われ、敬遠されがちである。
- 地域によっては自主的に講習会を開催しようとしているところもある。協議会として活動、サービス、メリットを提供していく上でも登録会員以外の人にも巻き込みたい。委員会の構成員は会員に限らない。国立がん研究センター、研究班、協議会の関係性の整理から始めていただければいいと思う。
- 希望は、国民に一人ずつ背番号をつけること。がん登録が地域では一部の人のみが実務教育を前に進めている。例えば、全国統一のがん登録の日を作り、その日に合わせて国民や実務者に対して、がん登録の教育をする。協議会と一般の人たちとの間にいるのが、実務者である。学術の委員会も、広報も、地域で教育を実施してもらうために力を集中する。各地域には教育を実施するための十分な力があると思っている。医師会にアプローチする手もあると思う。医師会は反対とは言わないはずで、教育研修への協力者も募れるかと思う。広報の管轄の話かもしれないが。
- 長く実務に関わっている人たちへのサポートは国がんも実施しているが、それを更にサポートしていくことこそ協議会のできることである。
- 国がんの教育研修などは、人が足りず、協議会に委託してしまいたい考えがある。



時期を見て、国からの資金を協議会が受ける。そのときに、やらされている感がなく協議会と事業を受けられることができるかは、やはり課題。地域がん登録事業はみんながやっていること、という思いを共有しなければいけない。

- 愛知県の担当者が長野県の行政担当者のためにボランティア講師にはなれない。関わる人をどう育てていくか、見つけるか。
- NPOとしての活動として動けないのだろうか？地方自治体同士情報交換をしてはいけないのか？
- 届出票を交換し合う、ということであれば協力し合える。県でなければできるところもある。しかし、県職員は難しい。

以上のような議論の末、教育研修委員会では、教育研修対象の枠に縛られることなく、誰に対して何ができるかを整理、リストアップし、どのような教育研修をし得るのか検討することとなった。また、扱う分野、優先順位づけ、提供者等、課題はあるが委員会として協議するチームを作って検討してほしい旨、理事長より助言された。

#### ■ 広報委員会（津熊）

- 協議会の広報だけでなく、各地域がん登録事業の広報の在り方も協議会でバックアップしてきたいと考えているが、これは委員会のコンセンサスを得たものではない。
- 構成員として、戸堀先生にも新しい感覚で広報、現場の声を反映すべく御意見いただきたい。また、事務局も構成員として挙げた。
- 予算化されている地域がん登録に関する広報誌を発刊すること。また、Webの更新、改良、追加などが主な活動予定。
- リーフレットを、年度内に作りたいと考えている。小冊子で、イラストを入れて、Q&A方式とし拾い読みすれば概要がわかるような構成とし、地域がん登録事業の課題と提言など理事会でまとめて掲載したい。広報委員会から執筆依頼をし、広報委員及び理事が査読者となることをイメージしている。今後も、広報委員会でのコンセンサスを取得、理事会で報告し実施していきたいと考えている。

以上の報告を受けて、次のような意見があった。

- 誰に？を決めてからコンテンツを決めるのがPRの基本と聞いた。一般向け冊子は、結局は議員、行政、メディアと限られている。80pぐらいのものをどれだけ読んでもらえるのか？せめてA4サイズ、3枚ぐらいのサマリーは必要と考える。行政保健医療担当者も送付しただけでは読まない。
- NPO法人主催の研修会のテキストにはなるが、2章は医学部博士課程のテキストの印象があり、内容と対象が見合っていないように思う。このコンテンツでいくのであれば、立派な単行本としてNPO法人の業績にはなると思う。
- 今までのテキストを集めながら、わかりやすくグラフィカルにと思ったが、対象を考えると混在しているのは否めない。対象を絞らないといけない。
- 協議会として各地域がん登録の活動支援することを念頭に、広報物をがん対策につなげる提案をNLでした（資料参照）。
- 地域がんは何のためにやるのか？とよく聞かれ、わかっている範囲で説明している。



- しかし、一言二言でわかるようなリーフレットがあればやはり助かると思う。
- 地域がん登録で得られたデータが、個人情報保護の縛りで活用ができないような状況になっていないかなどを調査し、利用申請などの手続きを踏んだ上で活用してほしい、と広報ができないか、と考えている。
  - 地域がん登録を何のためにしているのか？を答えるのは各県ではないか？ただし、どう答えたらよいだろうか？と協議会に問われたら、協議会が答える、というのはわかる。しかし、協議会が自らその点を広報する必要はないと思う。

以上のような意見、議論の末、広報委員会では、法人の在り方を含む、根本的な広報の在り方や方法について、整理し、議論を進めていくこととした。

#### ■ 国際委員会（松田）

- 協議会に限らずだが、日本の地域がん登録のプレゼンスが弱い中、海外にアピールし、世界に結びつけられないかというのが基本コンセプト。各県でやっていることを海外にアピールする場所、学術的交流の窓口などと考えている。
- JACR は IACR の会員にもなっていることから、IACR からの告知や IACR の会報を JACR として会員に対して伝えていく。翻訳やサマリーなどの対応もしながら会員へ情報共有していきたい。
- ACRN との関わりなども今後検討していく。
- 構成員は、伊藤ゆり先生など、海外にコネクションのある方々に協力していただきたいと考えている。

以上の報告を受けて、理事長より、委員会なので一人ではなく、何人かで検討してビジョンを持って活動を宣言し、予算計画等も執行してほしい旨、助言された。

#### ■ 安全管理（西野）

- 研究班のグループ長をしていることで任を受けたと理解している。研究班の安全管理措置の一つとして外部監査があり、その任に協議会を想定しているが、協議会が担いうるかも含めて検討を行う計画。
- 構成員は案としてこの場でお願いしたい。研究班で御協力いただいている方々、関与されている方々を挙げている。

以上の報告を受けて、理事長より、定款で定めている事業の一つであり、どのように取り組んでいくべきか検討してほしい旨、助言された。また、すべての委員会に対し、電話会議、会議旅費は予算計上しているので是非活用されたい旨、通達された。

#### 3) 第 20 回学術集会での声明発表について（三上）

三上第 20 回学術集会会長より、現在約 70 名の申込みがあり、通常より 6 割程度の規模ではないかと予測し、予算もその範囲で進めている等、学術集会の準備状況について報告がされた。また、計画停電の予定時間は辛うじてかわすように思われること、第 2



報で示したが、会費は会員、非会員それぞれに設定していること、ポスター学術の申込みが限りなく少ないので御協力お願いしたい旨、報告された。

学術集会での声明については次の通り報告された。

- 我々の存在意義を問うもの。集会として声明を出す意向。
- 嘉山理事長（協議会顧問）に相談をしたところ、嘉山先生がまとめた全がん協の提言に配慮して声明を作成してほしい、と言われた。嘉山先生の提言は、行政に向けたメッセージで、一昨年、出した提言への追加提言となっている。
- 声明を出すかどうかの事前段階で、田中先生にも相談したが、どのような内容にすべきかを理事会で語り、協議会総意として出したい。
- 誰に向けて声明を出すのか、全がん協は行政向けになるだろうが、我々はマスコミや一般への目線は欠かせない。項目は全がん協追加提言と共通にして、前文を一般向けに変えてもよいと考えている。
- 学術集会会長名、理事長名と、いずれでもよいのではないかと考えている。

以上の報告を受けて、次のような意見があった。

- 我々が出すものは提言ではなく、声明であるから、主体性があるものではないか？我々は誰々で、何をしていきます！というものでは？がん登録の理解を一般やメディアに発信していく、という意図ではないのか。（前回の声明は、政務官に提出）
- 提言の4項目を入れ込み、放射能汚染とがん登録との関わり、我々の存在意義のような内容を伝えるような一文を入れたい。
- 協議会関係者のコンセンサスとこの全がん協の提言は一致しているか？国の事業とする、項目を一本化する、という表現もわかりにくい。この文言そのものを用いるのはいかがなものか？
- 前回の岡本先生による声明のフォローはできているのか。効果があったところはよしとし、変わってないところは再度盛り込んで連続性のある内容がよいのではないか。新たな時代を踏まえ、被曝の方々への影響なども考慮して。
- 誰が読んでも「やらなければ」と思えるようなものがよいのではないか。一般向けでよいのでは。
- 声明を協議会として出すのであれば、会員に語るべきではないか？
- 学術集会として出せば、参加者が合意すればよいのでは？
- どうやって広く世に伝えるか。声明を誰に対して？国民に対して？
- がん登録はますます大事、ということ伝えることが第一義。集会名だろうが、理事長名だろうが、協議会からの発信には変わらず、広く社会に発声していく。我々の思いを発するというイメージ。集会参加者の総意としての声明。
- 協議会はこういうことをしている、という内容が前回の声明。
- 前回は全がん協と同時期だった。がん対策基本計画策定のころ。がん登録の風向きが変わってきた時期でマスコミにも入ってもらって、活動をしています、というもの。集会で読み上げて参加者に賛同してもらった。声明は、提言とは全く違う性質のもの。



以上のような意見、議論の結果、三上会長に協議内容を踏まえて声明のたたき台を作成していただき、メーリングリスト等で調整することとした。声明の発表については、学術集会プログラムの最後に発表し、集会参加者とともに「がん登録に努力する」旨の総意、決意として声明を出すこととした。

#### 6.今後の予定

学術集会を9月に控えているが、その際に理事会をする時間はないことから、集会后、9月下旬に日程を調整し、電話会議形式で理事会を予定することとする。議事事項としては、表彰制度の内容を詰めること、今回の理事会を受けて各委員会で持ち帰った後の報告、議論等を予定。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成23年8月9日

議長 津熊 秀明



議事録署名人 西野 善一



議事録署名人 大木 いずみ





## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成23年度 第4回理事会 議事録

- 1.開催日時 平成23年9月30日(金) 15時00分～17時30分
- 2.開催方式 電話会議形式
- 3.出席者
- |                 |   |
|-----------------|---|
| 理事長             | 津熊 秀明   |
| 副理事長            | 早田みどり   |
| 理事              | 西野 善一、戸堀 文雄、柴田 亜希子、三上 春夫、<br>藤田 学、田中 英夫、安田 誠史 |
| 監事              | 大木 いずみ  |
| 第20回学術集会会長(兼理事) | 三上 春夫   |
| 第21回学術集会会長(兼理事) | 安田 誠史   |
| 専門委員            | 伊藤 秀美、井岡 亜希子、片山 博昭                            |
| 事務局             | 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子                             |
- 欠席者 理事 有田 健一、茂木 文孝、専門委員 祖父江 友孝、服部 昌和

#### 4.議事事項

- (1) 第20回学術集会開催報告
- (2) 平成23年度中間決算(概算)報告
- (3) 意識調査の結果と意見交換(今後の方向性など)
- (4) 表彰制度・功労賞案について
- (5) 各委員会からの進捗・提案
- (6) 第21回学術集会・研修会の相談
- (7) がん登録をめぐる情報交換
- (8) その他

#### 5.議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 第20回学術集会三上会長より開催報告がされた。
  - ・ 会が滞りなく開催されたことについて事務局を始め協議会関係者への謝辞。
  - ・ 参加者数は、2日間併せて187名。事前申込み状況が120名ほどのところ予定よりも多くの方に御参加いただくことができた。
  - ・ ポスター表彰は、学術委員会田中委員長の代理として、祖父江先生にポスター審査委員長を依頼。3題を選び、表彰した。
  - ・ 集会声明について4-5社のメディア対応をし、今後一部記事になると思われる。



- 非加入県では、福島、埼玉、東京、三重、愛媛、福岡から参加があった。
- 今後は、モノグラフ発行準備、会計報告等、事務局と打合せし対応していく。
- モノグラフについては、これから原稿依頼。特別講演関係は、放射線というテーマでもあり、演者の所属組織の規定等により掲載できるかは微妙。

以上の報告に対し、理事長より、モノグラフの制作については臨機応変に対応していただくこと、また学術委員会からモノグラフの位置づけ等が提示されており、それも踏まえていただきたい旨のコメントがあった。

- 2) 松田事務局長より資料に沿って、平成23年度中間決算(概算)報告がされた。
- 会費収入は順調に納入されている。支出は年度予算の35%が執行されている。
  - 情報提供事業及び調査研究事業については今後人件費の支出予定がある。
  - 人材育成事業の経費については、予算作成当初は実務者研修等の実施を見込んで予算付けしていたが、具体的な実施計画がなく9月末現在で執行はなし。
  - 刊行事業については、日本語パンフ発行予定のため後期に執行予定。
  - 管理雑役務費は30万円予算。規定規約等の行政書士、財務を税理士や会計士へ依頼することを見込んでいる。年度末に執行予定。

以上の報告に対し、理事長より、人材育成事業費の予算があるので、学術奨励賞などは来年度実施を目途にしているが、研修セミナーなど56万の予算執行をできたら考えていきたいこと、また、その他予算未執行分については各委員会等にて予算に見合った活動など検討されたい旨のコメントがあった。

- 3) 松田事務局長より資料に沿って、意識調査の結果(まとめ)が報告された。今回の意識調査については、結果を単純にまとめて冊子にして報告することが目的ではなく、調査の結果を生かして今後こういうことをやります、変えてゆきます、変えました、こういう方針で活動をします、しました、ということを経会などで発表できるようにし、来年度活動計画・予算検討にも生かしたい旨を報告した。
- 意識調査票の配布数に対する3分の1回答率。行政、実務、研究者がそれぞれバランスよく応えていただいている(分母数を考慮しない場合)。
  - 学術集会については、学術委員会が、来年度以降の活動に生かしていただけるよう検討してほしい。例えば、行政担当の学術集会参加率が低い、という結果についてこれをどう考えるか、学術委員会で検討いただきたい。また、求めるものとして、医療機関に対する啓発、統計、疫学などの技術的なセミナー開催の要望が多い。その他、がん関連の団体との共催などは斬新な意見であり、世間のNPO法人がよくやっている手法でもあるため、参考にしたい。
  - ニュースレターは、内部の情報交換誌とすればよいが、今後どういう人たちに伝えたいかを検討する必要あり。調査では、会員間の情報交換や国内各県の情報が知りたい、という声が多い。
  - ウェブサイトは、がん登録についての概要、全国の登録室情報が役に立っているとの回答が多かった。更新、拡充を今後も引き続き行っていく。また、掲載を求められている

のはQ&Aが多数であった。研究班のQ&Aのアーカイブを頂いて会員専用サイトで展開する予定である。

- 調査研究事業について期待することとして、がん対策の実例、罹患統計調査など。罹患統計調査はMCIJと同じ。ここでも他県でどのようにがん統計を利用し対策を立てているかを知りたがっている、ということがわかる。
- IACRについては、国際的な情報を提供してほしいというニーズがあり、系統だって会員に対し情報提供をしていく必要があることがわかった。
- 表彰制度については、人材育成を含んでの事業であるが、レベル別、エリア別の講習会など、ニーズは想定内の回答が多い。
- 機密保持については、有益と考えられていることがわかり、将来協議会が関わりつつ認定事業をしていくことや、ガイドラインを出していくなどの関わりが有益と考えられていることもわかった。
- 一般向けパンフについては、発行当初10万部刷り、各県に配っていることから、多くの人が知っていると考えていたが、知らないという声が多い。在庫がまだあるので、早々に配りたいと思う。また、内容を更新し早めに作成し、配布を続けるのがよいのではないかと、とも考える。ニーズとして、医療機関向けの協力要請のための媒体（ポスター、パンフ等）を求めていることも、わかった。
- 会員の協議会活動への参加協力については、積極的に関わりたいという反応は見られなかった。広報活動、調査研究に対する反応はあり。

以上の報告を受けて、次の通り意見交換された。

(津熊)

- 今回の意識調査の目的は、地域がん登録に関わる方々の声を広く聞き、それを踏まえて活動に反映させていくということであった。調査の結果、活動に採用しないのであれば理由を述べて公表していく必要もあると考える。
- フリーコメントには、広報、学術、調査研究、研修、安全管理、それぞれに、要望やコメントが寄せられていると思われる。各委員会で内容を吟味し、どのように考え、どのように反映させるというところまで詰め、実行すること。
- 例えば、広報委員の立場から言うとニューズレターは内部向けが主で、他県との情報交換、がん対策や情報をどう生かしているかの情報交換が求められている、と読み解けた。
- 表彰者制度は今まで功労者に対する表彰だったためか、知らない人が多かったかもしれない。今回の学術表彰や実務表彰についても、趣旨や宣伝を戦略的に考え実施したい。
- 安全管理の認定事業を望んでいるという声があることもわかった。なるべく先延ばしにしようと考えていたが、来年度には具体化をしていかなければいけないと思う。
- その他学術や研修等についても同様にどう読み解き、活動を計画するか検討する。

(田中)

広報（一般パンフ）についてのデータだが、知らない人が多いにもかかわらず、配りたいと考えている人が多い。飽くまで県が実施する事業について県が広報をするべきだと思う。協議会は、広報に関しては、県に広告媒体などを提供して広報が有効に行われることを支援する、ことでよいのではないかと、思った。言いたいことは、協議会が直接一般向けに広報するという主体になるものではなく、そこにエネルギーを注ぎ込まない

方がよい、ということ。

(津熊)

事業主体にとって適当な媒体があればよく、共通する内容について協議会が作成する、ということだと思う。医療機関に対しても同様。協議会が全国向けですということではなく、実施主体のサポートとしての立場であることが要望の強いところだと考える。

(片山)

誰を主体としたアンケートなのか？対象が関係者だけであり偏っていると思う。実務者も多いが、内容は実務者に向いていないようにも感じる。何のための調査だったのかわからなくなったが。

(津熊)

会員が、会員としてどういう意識でいるのかを知りたかった。会員でない人でも、研究者も実務者も含んで調査した。調査の結果がまるまるこの通り会員の総意、ということではないであろうが、こういう意見から、協議会の在り方を考えていく、ということだと認識している。委員会に関係することもあるので、是非各委員会で検討してほしい。フリーコメントから、法制化に関する役割、がん登録をがん対策にどう生かせるのか、登録項目に関する院内がん登録と地域がん登録が違うことでの違和感、などの意見が読み取れる。委員会では関連する項目をきちんと見てほしい。そして活動に生かすことが必要である。

以上、調査の結果を受けて、各委員会で活動に反映すべく検討することとなった。

- 4) 表彰制度・功労賞案について、津熊理事長より、これまでの表彰制度で審査員等を務めてくださっていた藤田先生と早田先生の御協力を得て作成したたたき台をもとに検討したいとし、協議した。たたき台については次の通り説明された。
- ▶ 実務優秀者への表彰とし、認定するというより、優秀な人を顕彰するということ。
  - ▶ 各登録代表者の推薦とし、「育ててほしい」という意味も込めて、各登録で5年のうちに1名推薦するをしたい。
  - ▶ 実務功労者受賞者、医師は対象から除きたい
  - ▶ 情報管理ができる人。

以上の主な骨子を持って、次のように意見があった。

- 研究者は除外しなくてよいか？学術奨励を狙ってほしくはないか？そもそも、研究者の定義は何か？
- 実務経験10年未満で条件が切られているが、年数が経過すると10年未満ということで10年以上の経験者が切られてしまうことが出てくるのではないか？上限はなくし、以前の表彰受賞者を除外とすればよいのではないか？
- 優秀者表彰が必要と思う。条件をどう示すかが難しい。細かく示しすぎても難しい。
- 条件については、実務をよく知っている人に検討していただきたい。集約のことができる、など具体的な条件を示したい。例えば、登録室が変わっても即戦力でやっていたいける、というイメージ。
- 条件の言い回しが難しい。技術的な優秀性だけでなく、熱意を持って取り組んでい



る人でもよいと思う。

- 登録実務をできる人、という想定でいる。そのため、就業初年度は無理であり、医師でも無理である。独立して仕事ができる人が対象となるというイメージ。
- 文章を追加して、今年からPRをし、来年度始めたい。
- 選考委員会で受賞者を決定する。これまでのように年数重視ではない表彰制度として設置したい。
- このままだと、客観的な条件は3年以上だけ。主観的な条件は幾らでも書ける。選考委員会は相対的に序列をつけるということができないのではないかと？県から推薦された場合、主観的な条件に基づいてのリジェクトはできない。それでもよいのか、ということ。
- 制度の目的は、推薦された人ががん登録で引き続き働いてほしい、モチベーションを上げる、という意味で推薦してきたということを含んで、この条件でよいと思う。
- 実務能力に差があったとしても、継続して実務を続けてもらうことやモチベーションを上げることが目的であればこれでよしとする、という考え方でよいのではないかと。しかし、がん登録の実務クオリティを上げていくというような目的があるのであれば、受賞条件を上げていく必要があるとも思う。
- 協議会で研修をするということであれば、研修をサポートするような人を育てる、という方向性もある。
- 提案者の意図は、優秀者表彰された人は、他地域でも即戦力になるよ、という証としての表彰をイメージした。指導にも当たれる人、というのはプラスアルファの能力も必要だと思われ、この優秀賞にはそこまで考慮していない。見直しは行く行く必要と思う。5年くらいで改善していく必要があると思う。
- 今までの例から行くと、年功序列のようになっていたので、これが踏襲されることの危惧がある。功労者というのは年功序列というイメージがあるが、優秀者というのは、クオリティを求められている気がする。選考する側としては、きちんとそういう判断ができるか、というのが危惧される。条件が必要ではないか？
- 3年以上で、また、その後の働きを期待する、ということであれば、行政の人は3年で移動してしまう。その後の働きを期待できない。3年のうちでも著しく向上に寄与したようなことでも優秀に値するのではないかと。
- 2つくらいのカテゴリーに分けて、1年目でも頑張った人（直木賞）、今までの功労賞に似た優秀者（芥川賞）を設けるのも一案。
- とにかくやってみるのも一つの手。3年くらい続けてみて、該当者が出ない、など経験してみてもわかることもあると思う。NPOとして国立、県立などではなく、軽いスタンスで柔軟にやってみる。というのは大事。
- 実務を着実にこなせる人、ということ。教育や地域への貢献などについては審査も難しく、とりあえず、表彰制度をやってみることにしたい。

以上の主な意見、議論の結果、たたき案をベースに、とりあえず3年施行5年予定として来年度より実施することとした。

## 5) 各委員会からの進捗・提案

## ■ 学術委員会（田中理事）

### ▶ 学術奨励賞について

学術委員会で検討を加えた。5番の対象条件に、学術集会において2回以上発表をしたことがあることを付け加えた。また自薦だけとした方が、オープンになると考えた。検討の結果、理事及び専門委員の推薦を入れた方がよいとした。当初はそれなりに人に受賞していただく必要があり、実際に制度が定着するのでいいのではないかと考える。様式に推薦理由を加えている。厳しくなっているが、専門委員及び理事の推薦もあるのでお願いしたい。2回以上の発表とはポスターも含む。

来年度から実施することとし、今年度後半から募集の告知をすることとした。

### ▶ 学術集会及びモノグラフについて

開催される会長が企画等をやっていたが、学術委員会ができたことで企画にどうコミットするか、ということを検討した。これに関連し、モノグラフの位置づけを検討した。

- モノグラフは記録集としての位置づけとしたい。従来と同様。
- 学術集会開催後にモノグラフ編集のために原稿依頼をしていたが、記録集という位置づけであれば、抄録の原稿依頼との兼ね合い、また、学術集会企画も含め同時期に発生するというので考えている。
- 来年の6月に学術集会が開催されるということであれば、学術集会の企画に関わりつつあるので、編集委員を早々に決定する必要がある。詳細を早めに決定することで抄録集とモノグラフの原稿を書く手間も一度で済む。
- 今まで注意していなかったが、モノグラフで抄録を詳細に書き直していた事例もあった。学術集会での発表を論文として学術誌に投稿する予定があるのであれば、モノグラフでの抄録掲載が、二重投稿に該当しないような配慮が必要。
- 学術誌、ということを考えず、学術集会の記録集ということであれば抄録のみの掲載にこだわらず、参加人数や会の様子、スナップ写真なども掲載すべきでないか。
- 抄録との差別化をする必要もあるが、研究班報告書までの質を上げる必要はないと思う。書きぶりもいろんな人が投稿しているので、差が出るのも自然。
- モノグラフは飽くまで、学術集会の記録集として、ポスター発表も、抄録の原稿に図か表を2枚くらい追加してもらおう程度のイメージ。
- その時々編集委員が検討し、学術集会の後に原稿を集めてもよいかとも思う。
- モノグラフは、大会長が編集委員を組織し、検討していく。やはり、新しい編集方針でやってみて初めてわかることもあるだろうから、このように進めていくとしたい。

編集委員の決定も含め、提案通り進めていくこととした。

- 6) 第21回学術集会・研修会について、第21回学術集会会長の安田理事より進捗報告があった。



- 開催日は高知県と調整し、2 候補日程を出した。開催場所は高知市内で場所を借りる予定。
- 研修プログラムは、四国 4 県の特徴を踏まえた内容とし、DBS 導入、精度が悪いこと、を取り上げ、予後調査に係る法的、実務的課題と対応など、事務局にて検討している。
- 学術集会プログラムについては、開催時期が早まり準備期間が短いこともあり、企画を学術委員会に一任したい。

今後の企画については、学術委員会とともに、モノグラフの件も含めて会員専用ウェブサイトのフォーラムなどを利用して検討することとした。

#### 7) がん登録をめぐる情報交換

##### ■ グランドデザイン班による将来図作成の進捗報告

- 研究計画自体は研究班名の通り、「我が国におけるがん統計情報の整備」である。タイトルが大事。がん統計情報の整備に主眼を置いている。改めて目的を見ていただきたい。
- がん統計情報を正確にかつ効率的に提供可能な体制を検討すること。がん統計情報を取得する流れの中でのがん登録事業の整備。まず関連するシステムは何があるかを把握することから始まった。(図)
- 最初は各関連システムのメンバーが集い、研究班の目的に応じてオブザーバーに参加いただいており様々な意見を共有している。
- 大筋の目的と緩やかな時間軸で考えているが、がん対策推進協議会でのがん登録に関する審議内容を横目で見ながら検討を進めている。
- 祖父江先生の思いとしては、がん統計情報の整備に関するところに主眼がある。

以上の概要報告を受けて、次のような意見交換がなされた。

- がん登録の将来像のグランドデザインを描いているのかなと思っていた。がん登録の体制整備なくしては、がん統計情報の整備も考えられるのではないかと検討を期待したい。
- がん登録の将来像、地域がん登録の将来像、平成 22 年のレポートで、その時にヒアリングの機会を持っていただいて、現場からの意見を説明した。政策提言班では触れられなかった。
- 新たに始めたところで人材実務者を確保するということも大変、その状況も踏まえて提案してほしい。
- 基盤が弱いところも踏まえて大阪で描いたのが追加資料 02。黄色いボックス 現在の地域がん登録の形、全国がん登録、がん登録を一極集中することを踏まえ、大きく 2 種類の事業を分けて書いてみたが、9 月 22 日の近畿の地域がん登録事業会議(8 府県)でも、折角自分たちで立ち上げたので、自分たちで運営・実施したい、という意見が多かった。
- 実施県が増えている。各府県が事業主体でやる、ということ。ばらばらになってやることは問題があるので、国との関係も大事。地域がん登録を土台に、院内や臓器



としても問題。地域がん登録を整備した上で情報提供をどうできるか。

- どのように将来像を描いていくのかは、まだ具体的に決まっていはいない状態である。グランドデザイン班では正確な統計を早くということを考えている。
- 地域にも権限が降りてきている絵にしてほしい。協議会として将来像を出したい。リーフレットでも将来像を含める必要があると考えている。地域がん登録の将来の展望を協議会（理事会？）のコンセンサスを得て描く必要がある。その他の機関と国のシステム、地域行政との関わりなどを示す必要がある。理事会レベルで話を進めていきたい。アンケートでも、もっと真剣に考えろ！という意見があった通り。
- 法的整備を政策提言班、グランドデザイン班で考えていないわけではなく、地域がん登録から始まった視点ではない視点から、既存の登録の仕組み、既存の統計を使って、どうしたら今より効率よく精度の高いものができるのかを検討している。
- 法制化に向かって協議会が動くのは有り難い。やっていかなければいけないこと。今後の検討事項としては、現状の県単位の登録体制をいかにバックアップできるか、が優先されたい。
- 丸山班の提言は、初歩的な意味で、将来像として正しいとは言い切れない。当時のがん登録の状況がベースにあることを留意しなくてはいけない。国のレベルでの予後調査をするなど、その発想は法律条文に生きてはいない。当時の現状不具合を整えるという発想だった。
- 将来的なことは現状を踏まえて描く必要がある。がん登録を取り巻く環境は大きく変わっている。院内や臓器やNCDなども踏まえて包括的ながん統計の整備として描かないと難しいと考えている。
- 今ある組織を大きく変えるとは思っていない。既存のことを生かしながら、効率よくするにはどうすればよいかを描く必要がある。議論したい。

引き続き、次回も議論し、協議会として見解を示していきたい、とした。

#### 8) その他

##### ■ リーフレットの作成進捗報告

- フォーラムなどで詰めていくこととする。

##### ■ 各県の実施状況及び研究成果報告書調査について（変更案）

- 花井先生が以前やっていた調査を継続し、今年もこの形で実施することでよいか。平成23年1月～12月までのものを平成24年に各会員県に調査を依頼する予定。昨年度作成の際に、内容を精査した方がよいのではないかという意見を踏まえて構成を変更をした。
- 他県がどう利用しているかを、有効利用できるようなことを踏まえて、メンバーズページに掲載し、会員間で有効利用できるようにする、という案。

重要な事業ととらえ、基本的にこのような形で進めることとした。

##### ■ CI5 Xの callfordata のサポート



- 国際委員会管轄になるが、「五大陸のがん罹患 第10版」のデータ提供依頼が届いており、今回のデータ提供項目の確認などサポートができないか検討している。また、協議会宛には IACR より国内の登録データを一括して集めるつもりかどうか、といった内容のメールも届いたが、その回答は未定。
- 関連し、研修教育のサポートにもなるが、vol.IX と vol.X の提出項目の差異を確認し、標準 DBS の出力データの更新が必要か検証中。

## 5. 今後の予定

基本的にメーリングリストにて、理事会開催については調整することとする。

11月の祖父江班運営委員会時に理事会用に場所を取ってある。

12月の国がん主催研修会で会議日程を合わせるの難しい。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成23年11月19日

議長

津熊 秀明



議事録署名人

西野 善一



議事録署名人

大木 いずみ







## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成23年度 第5回理事会 議事~~予定~~ 録

1. 開催日時 平成23年11月17日(木) 10時00分～12時15分
2. 開催場所 国立がん研究センター 管理棟1階第3会議室
3. 出席者
- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 理事長  | 津熊 秀明                   |
| 副理事長 | 早田 みどり                  |
| 理事   | 西野 善一、柴田 亜希子、三上 春夫、藤田 学 |
| 監事   | 大木 いずみ                  |
- 第20回学術集会会長(兼理事) 三上 春夫
- 専門委員 祖父江 友孝、井岡 亜希子、片山 博昭、  
服部 昌和(10時40分頃から出席)
- 事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子
- 電話出席者 理事 田中 英夫、安田 誠史(11時から出席)(兼第21回学術集会会長)
- 欠席者 理事 戸堀 文雄、茂木 文孝、有田 健一  
専門委員 伊藤 秀美

#### 4. 議事事項

- (1) 表彰制度・功労賞案について
- (2) 各委員会からの進捗・提案について(意識調査の結果を受けて)
- (3) 第21回学術集会・研修会の相談
- (4) がん登録をめぐる情報交換
- (5) その他

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第37条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 表彰制度・功労賞案について、津熊理事長よりの次のような経緯説明ののち議論を進めた。  
経緯説明
  - ・ 今理事会開催前に理事会メーリングリストにて表彰制度たたき案資料の提示がされた。
  - ・ 理事会メーリングリストにて、表彰制度の対象者や基準について様々な意見が出された。また、理事に対し、各県に対象となる実務登録者がいるか問い合わせたが、回答からは候補者が出る見込みが乏しいことなどが判った。
  - ・ 現時点で最終的な表彰基準の確定まで辿りついていない。



事前配布資料、表彰制度たたき案の基準にある「後進の指導をする」という項目について、そもそもがん登録事業の現場において後進の指導をする機会がない、という点を例に挙げ、現状を踏まえた制度案の見直しを進めることで次年度実施する余地があるのではないかとの意見が出された。また、対象者を正規職員に広げることも提案された。

議論の結果、津熊理事長より、次の4点を理由に、表彰制度の見直しは継続審議の必要性があり、次年度（平成24年度）に功労賞の表彰は執り行わないことが提案された。

- ①被表彰者の適性を掲げてはいるが消極的な制度とするのではなく、一定の能力を有する方を表彰することがたたき案の意図であったこと
- ②対象者選定条件などについては各県の実情に差があり表彰制度に対する見解が未だ一致していないこと
- ③総会で承認を得た事業として平成24年度に表彰を行う方向で検討を早急にすすめてきたが、まとめるには議論が不足していること
- ④人材確保が難しい現状にあるがん登録事業の中で、優秀者を表彰する制度の早急な実施は優先される活動であるが、更なる検討が必要であること

提案に対し、出席理事全員の一致で、表彰制度・功労賞案を継続審議することとした。

2) 田中理事より、学術奨励賞に関し、来年度の実施に向けたスケジュール案が提示された。

来年6月の学術集会で奨励賞を表彰することは決定しており、抄録集に論文報告を掲載することを狙い、募集開始を2月中、受賞者決定を3月中に行いたい、との説明があった。

また、奨励賞の副賞について想定している賞金額に関し質問があった。これに対して、公衆衛生学会や疫学会を例に、学会では20~30万が相場であることを挙げたが、協議会の資金源、資金繰りを考慮すると同様の額を副賞とすることは厳しいことが指摘された。また、学術集会参加の旅費や論文投稿代金や学術奨励賞受賞式に出席するのに必要な旅費の提供、謝礼程度の提供、次年度のIACRでの研究発表に参加する資金の提供、なども提案され、研究者にとって魅力のある賞金は重要だが、IACRの若手オール賞の副賞は5万位であり、賞をとることの名誉性をもたせるべき、という意見が出された。

これに対して田中理事は、地域がん登録事業の研究において後進を育てるための賞であるので、事業の今後に反映される制度、長期的な視野にたった制度であることをきちんと県の方にも説明して副賞の金額に納得していただく必要があることに言及した。また、名誉も大切であるが、副賞があることで話題性、投稿してみようという意識を持ちかけるものとなる、との意見が出された。

学術奨励賞については、概ね承認されているものであり、今後、学術委員会で副賞も含め実現可能性を踏まえて検討、決定し、募集開始までに叩き台を作って理事会に回覧することで理事全員が賛成した。

3) 各委員会からの進捗・提案（意識調査の結果を受けて）

■ 広報委員会（津熊理事）

▶ 和文リーフレットの作成について

英語版 Cancer Registry in Japan 2ed を日本語に翻訳し作成する予定であること、また年内に広報委員会で査読をする予定でいることが報告された。内容については、英語版にはない「囲み記事」を付け足すつもりであることが説明され、資料が提供された。



なお、囲み記事の執筆は、津熊理事長、井岡専門委員が作成することも報告された。その他、原稿については、一般の人が読んでも理解しやすい日本語表現での記述が望ましいため、英語版の和訳作業を翻訳会社に外注する旨、松田事務局長より報告された。

資料 2-1 (p.6) に掲載の「7. 地域がん登録の課題と展望」に関し、協議会の総意として提示すべく、理事会にて意見を求めたいとされた。祖父江専門委員が研究代表者となる研究班（グランドデザイン班）で検討している内容であるが、協議会においても協議会の立場からこの課題については考慮していくべきであると考えられる点、法制化を意識した上でがん登録の法整備等の必要性を記述していきたいとの説明もあった。

また、同資料 p.8 の「数年の議論を経て実現を目指す我が国の地域がん登録の姿」という記述についても重点をおいて確認してもらいたいとの説明がされた。今理事会では、和文リーフレットの内容を検討するのではなく、進捗報告にとどめることとした。

▶ ニュースレター（以下、NL）No.30 の企画について

編集委員である田中理事、井岡専門委員より、記事内容についてはほぼ確定しており、構成内容と依頼予定筆者の説明があった。IACR 報告は、祖父江先生に全体的報告を依頼し、伊藤ゆり先生にはポスターを受賞されたので、その内容を報告いただく予定であると詳細に説明があった。

原稿番号 1 で NPO 法人グループ・ネクサスの天野理事長に投稿いただく企画については、厚労省のがん対策推進協議会の委員であり、外部の意見を NL に取り入れたいとの考えであるとの説明があった。

IACR 報告は一つにして、代わりに柴田理事のイギリス視察のレポートを入れる案が出された。その際、柴田理事より、イギリスは UKACR という組織があること、ここ 2 年でイギリスの地域がん登録事情が大きく変わっていること、イギリスと日本との違い等について報告された。イギリス視察報告の内容は会員にも海外の情報を提供するという点で意義があり、NL 若しくは Monograph、又は Web サイト等に掲載できる可能性があるのではないかと、との意見が出された。NLNo.30 については、テキスト量、企画内容いずれも削ることが難しいため、柴田理事による報告掲載は見送ることとし、提示された企画案通りに進めることが決定された。

■ 教育研修委員会（柴田理事）

会員限定サイトの地域がん登録 Q&A について、過去の質疑応答記録が 200 題ほどあることから、それをもとに古い情報は更新した上で、サイトに掲載できるよう準備を進めている旨の報告があった。

また、院内がん登録を行っている拠点病院以外で、地域がん登録に協力的な施設に対し協議会からサポートできないか、前向きに検討を進めたいとの報告があった。これに対し、重要な事業となる可能性があり、研究班でも拠点病院又は院内がん登録向けに地域がん登録への協力要請・支援のための資料を準備しつつあるということなので、研究班と資料を共有することも視野に入れ、教育研修委員で更に検討を進めて



ほしい、とのコメントがあった。

■ 国際委員会（松田事務局長）

- IACRに参加した報告をメーリングリストに流したこと、またIACRからCI5へのデータ提供の要請があり、取り纏めは研究班でやっているが、事務局成澤の協力で日本語資料を作成し、各県に配布したことが報告された。
- WHOやIACR発行のがん登録に関する刊行物（CI5など）を和訳し出版することについて検討している旨報告された。WHO関連の出版物の公式翻訳本は、スペイン語やフランス語のみが対象であり、日本語版を公式翻訳本とすることはできないと思うが、翻訳許可を得て翻訳し出版することは可能であると考えており、現在、WHOにコンタクトをとり、許可について伺いを立てている状況であることの説明があった。関連し、CI5の翻訳本も良いが、Web上で展開されているCI5データに和文対訳を付けることも検討されたい、という意見が出された。また、同様の翻訳事業の一つとして、かつて研究班で作成した翻訳本（Cancer Registration: Principles and Methods）の復刻増刷版を作成することの可能性についても提案があった。
- 理事より、今年のIACR学術総会で発表されたICD-O-3の更新について周知をどのように進めていくのか、研究班で周知するのが良いのか、協議会が周知しても良いのかという意見が出された。これについて、協議会が情報発信することは可能であろうが、対応については、標準DBSのICD-O-3テーブルの更新に一番影響がある問題であり、研究班でその対応方法を検討する必要があることとして、協議会からの周知は様子を伺うこと、研究班の対応を待つこと、とした。

■ 安全管理委員（西野理事）

- 現在の進捗状況としては、研究班における安全管理措置を優先して進めている状況であり、委員会として具体的な話は進んでいないが、研究班での調整が付き、委員会の役割の叩き台ができれば、活動していきたいとの報告があった。
- 安全管理委員会の役割として、全国の地域がん登録室を対象に安全管理の説明会を行うこともあっても良いのではないかと提案が出された。これについて、全体で説明会を開催するよりも、各地域がん登録室の状況にしっかり対応することが望ましいと考えていると回答された。研究班の安全管理で使用しているミニマム・ベースラインツールには、文章表現にまだ不完全なところがあるが一応の完成を見ており、現在、作成中の初級者向けの共通教育パッケージの完成をもって、両資料を安全管理委員会による監査の軸として検討していきたい。

4) 第21回学術集会・研修会について、第21回学術集會会長の安田理事より進捗報告があった。

- 開催場所、日程、大体のプログラムを決定しているが、メインの講演内容が決まっていないのでテーマは未定としている。
- がん登録実務者研修会については、四国のがん登録実務担当者の関心が高いこともあり、四国のがん登録について内容に反映できないか、11月21日に香川県庁で開催される四国のがん登録会議の場で各県に意見を伺う予定である。



- 会長講演では、自身が大学教授の立場であることもあり、「がん登録と医学教育」という観点で講演できないか構想中である。
- 学術委員会企画プログラムについて、学術委員会への正式依頼はこれからとなるが、学術委員会田中委員長からは中期的に取り上げることのできるテーマでの講演が良いのではないかと提案を受けており、学術委員会の中で検討していきたい。
- 二日目のタイムスケジュールは、高知から東京方面への最終便が夕方にあることを考慮し、早めに開始し早めに終了することを想定した。

提示されたプログラム案について、次のような要望及び意見が出された。

- 学術委員会より、学術奨励賞授賞式を学術集会の際に行うこととしており、表彰式3分と受賞講演15～20分をプログラムに組み入れて入れていただきたいとの要望
- 事務局より、総会時間を1時間程度に延長してほしい旨の要望
- 交通の便を考慮し早い時間に閉会するのも一案だが、逆に、遅い時間までプログラムを組み、翌日に帰宅してもらおうという方法もある。
- 総会を朝一番のプログラムに組み込むケースも他の学会などにはある。

以上の、要望や意見を受けて、学術集會会長がプログラムの時間を再調整、検討し、再度理事会に報告することとなった。

さらに、事務局より学術集會の予算について予算計画書（サンプル）が提示された。各学術集會の主催者にサンプル通りの書式を使用していただくことを想定しているものではなく、学術集會の予算として協議会が毎年50万円をつけているが、これで足りているのか、多すぎるのか、ということを知るために、また、予算の使用状況によって額の変更を可能とするために資料を準備したとの説明があった。このサンプルの提示について、次のような意見が出された。

- 会計上予算の相場というものを事務局が把握していることは必要である。
- 今後地域によって支援額が違うということはない方が良いのではないかと。努力して開催する県とそうでない県が生じるのは不公平である。
- （これまでに学術集會を開催した経験のある理事より）医師会等と連携してスポンサーを付け、予算規模が大きくなった会もあるし、県内の地域がん登録に携わっているコアメンバーだけで低予算で開催した例もある。過去の開催経験のある県に様子を伺うことで、参加者の人数や開催の様子を把握しておくことが重要。
- 今年度開催の千葉県では、交通の便がよく参加人数が多かったが、地域によってはそうでない場合もあり、予算は参加人数により大きく左右されるので、その旨考慮しておく必要がある。
- 協議会支給金50万円以外の予算を集めるために各県は努力しており、一律で増額するのであれば賛成である。

今回の議論により、学術集會開催の予算総額の中で各県がどの費目に一番支出し、そのため現在の予算規模でどのくらい不自由があるのかを把握することが必要、との認識が一致した。第21回学術集會の予算50万円は据置きとなるが、理事長より安田会長に対



し、第21回の予算を検討し、理事会、事務局に事前に提出していただきたい、との要請があった。

5) がん登録をめぐる情報交換

祖父江専門委員より10月20日と11月2日に開催された厚労省のがん対策推進協議会でのがん登録に関する報告の様子について説明があった。神奈川県岡本先生から県の立場から説明、祖父江先生からはがん登録を全体的に今後どうしていきたいのか、ということの説明をした。推進協議会内で個人情報保護の徹底について提言された委員がいたが、推進協議会全体では「がん登録は必要である」、「法制化が必要である」、「がん登録への国民への理解の促進が必要である」という共通認識で一致しており、次回11月21日の推進協議会でまとめると報告があった。

6) その他

■ 「我が国におけるがん登録の体制」の図案について

広報委員会で作成している和文リーフレットに掲載する資料として、理事長と井岡専門委員より今後の日本のがん登録体制に対する図案が提案された。国立がん研究センター若しくは国で予後調査をできるようにするという考えがあり、それをもとに、デザインした体制案であること、また国の事業として統一した形で事業を実施するが、実際のがん登録の主体は都道府県にあるというスタンスを示していることの説明があった。

これに対して、提案した図案を叩き台として、協議会の提言を作る予定であるのか、またがん対策推進協議会での意見と国全体の政策の流れとの関連性をもたせることの必要性について質問があった。祖父江班が推進協議会や国に提示した資料と似ている点もあるが、相違する点もあり、関係者間で統一のとれた提言を作成することが必要ではないかとの意見が出された。リーフレットに掲載することでがん登録体制についての協議会の提言とすることを目指していること、またがん登録体制について共通のコンセンサスをもち、協議会は何を目指しているのか、ということをはっきり示すことが必要であることから、今後もこの点について継続して協議することとした。

■ IACRの理事会でのアジェンダと報告・協議事項、特にメンバーシップについて

理事会の時間が残り少なくなり、添付資料を各自で読んでいただくこととなった。

5. 今後の予定

次回理事会開催については、理事長の要請に基づき、メーリングリストにて調整することとする。



特定非営利活動法人

地域がん登録全国協議会

Japanese Association of Cancer Registrars

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 23 年 11 月 30 日

議 長

津熊 秀明



議事録署名人

西野 善一



議事録署名人

大木 いずみ







## 特定非営利活動法人地域がん登録全国協議会

### 平成 23 年度 第 6 回理事会 議事録

1. 開催日時 平成 24 年 2 月 23 日 (木) 14 時 00 分～ 15 時 45 分
2. 開催形式 電話会議 形式
3. 出席者 理事長 津熊 秀明  
理事 西野 善一、戸堀 文雄、三上 春夫 (兼第 20 回学術集会会長)、  
柴田 亜希子、田中 英夫 (14 時 50 分退席)、有田 健一  
専門委員 伊藤 秀美、井岡 亜希子  
事務局 松田 智大、成澤 麻子、尾崎 恭子
- 欠席者 副理事長 早田 みどり  
理事 茂木 文孝、藤田 学、安田 誠史 (兼第 21 回学術集会会長)  
監事 大木 いずみ  
専門委員 祖父江 友孝、服部 昌和、片山 博昭

#### 4. 議事事項

- (1) 議事録署名人の選任
- (2) 地域がん登録の法制化を求める要請書提出について
- (3) 第 22 回学術集会会長選出について
- (4) その他

#### 5. 議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 37 条に拠り、本理事会の議長には、津熊秀明理事長がこれに当たった。

- 1) 議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人 2 名を選任することを諮り、西野理事及び柴田理事を選任することを全員異議なく承認した。
- 2) 地域がん登録の法制化を求める要請書提出について、松田事務局長から次のような経緯説明ののち議論を進めた。

##### 経緯説明

- ・ 平成 24 年 2 月 16 日に国立がん研究センターにて開催された地域がん登録事業会議の際、厚生労働省健康局総務課がん対策推進室 (以下、厚労省がん対策推進室) の秋月室長補佐より、日本医学会が 2 月 22 日以降にがん登録の法制化に関する要望書を提出する旨の情報を得た (ただし、要望書の内容や宛名、提出方法などは不明)。
- ・ 厚労省がん対策推進室としては、各方面からの要望があった方が、法制化に向けて議員が動くと考えている。
- ・ 全国の地方自治体を会員とする当協議会名で、当事者である正会員県の総意とい



うことで、法制化に関する要請書を提出するのは良いと思う、時期的には、今がチャンスである、と秋月補佐より意見を頂いた。

以上の経緯を踏まえ、柴田理事、祖父江専門委員のご協力をいただき、事務局にて要請書のたたき案を作成した。

要請書の内容検討の前に、日本医学会の要望書について次のように意見があった。

- ・ 日本医学会の要望書は、どのような意図でどのような内容なのか地域がん登録関係者には一切知らされていない点が心配である。日本医学会による要望書を見た上で、提出を検討する方が良いのではないかと。
- ・ 門田先生によるものであるだろうから、がん登録に関するということだけで、地域がん登録には関わらないことであると推測している。だからこそ、地域がん登録からも時期を同じくして要請書を出す必要があると感じている。
- ・ この手の要請書は、以前、国立がん研究センター理事長の嘉山先生が全国がんセンター協議会で出しているものもある。全てに賛成できるものではないとしても、法制化の詳細を定めるものではなく、賛成の声を上げてほしい、ということと認識している。以前、当協議会では、民主党のマニフェストに賛成し声明を出したことがある。

また、要請書のたたき案をもとに、内容についての意見が出された。

- ・ 言葉を丁寧に。主語を明確に（安全管理措置、周知など）。
- ・ 内容には賛成であるが、文章量が多い。要請を書き込むとこのくらいの量になってしまうが、2枚くらいにおさめるのが許容範囲であると考えます。
- ・ 各位の意見に賛成である。当協議会の立場を表明するのであれば、原発事故に関することを明記すべき。広島市でやっていることも受けて、「都道府県などの地方自治体」とするのが良い。
- ・ 原発事故と地域がん登録に関することをどこまで含めるのが、要請書のバランスとしてふさわしいかを検討したい。原発事故の影響に触れることで、インパクトは増すが、インパクトが大きいことで地域がん登録の法制化の趣旨と逆の方向にはたらくこともある。原発事故の行が文脈の中で際立たないよう一般論として取り上げられるのであれば良いだろう。
- ・ 原発事故に触れている部分を前のパラグラフと続けて書いてしまっても良いと思う。具体的な状況説明を示すとわかりやすく、政治家に対する訴えとなる。原発事故の問題は、日本でも、世界的にも大きな問題である。
- ・ 原発事故に触れることでインパクトを置くという点に賛成すると同時に、インパクトの置き方を危惧する点もよく理解できる。震災を経験したという表現を変えて、うまくこの事象を活かした説明にできないか。今の表現では、原発所保有県でこそ地域がん登録が大事、という説明の主語が協議会になっている。この主語を協議会にせず、国民の関心が高まっているとして、国民の関心事として記載する。地域がん登録事業が重要であることを表現し、この事業が、まだ、十分に取組みされていないことを述べる。
- ・ 今のタイミングで大きい主題となるのは、全国で事業が実施されるようになる、



ということだと思ふ。地域がん登録と院内がん登録との連携が可能となり、それを支える全国 47 都道府県の役割が重要となる。平成 24 年度中に全国 47 都道府県で地域がん登録事業が行われる、ということ強調し、また、この事業が個人情報扱うということの重要性を訴えたい。

- ・ 最後の連名については、なるべく多くの人を連ねる方が良いのではないかと。理事会メンバーに加え、専門委員、事務局長、監事も入れた方が良い。全国に渡る組織に所属する人々による要請書であることは強みである。
- ・ 今回の要請書は、民主党への提出を考えている。厚労省にも提出する必要があるだろう。あて先、出し方は、厚労省と調整し随時報告することとする。
- ・ 会員へは報告事項とすれば良い。ホームページ及び ML に報告することで対応可能である。

以上の意見を反映し、要請書を修正し、理事会 ML 上にて回覧することとする。要請書の提出方法、あて先、スケジュール等は事務局が厚労省（秋月補佐）と調整をし、随時理事会 ML より報告することとなった。

3) 第 22 回学術集会会長の選出について、選出方針、スケジュール等について、定款にて示されている内容を踏まえ、議論を進めた。

- ・ 定款上、学術集会会長は、理事会で選出し、総会で承認する。
- ・ 例年総会開催の 6 月に学術集会会長を選出している。理事会 ML 上にて事前に意見が出されていたが、学術集会会長の要件については、異論がないと認識している。理事、専門委員、また、正会員である必要もない。開催地は、学術集会会長の所属県でなければいけない、という決まりもない。
- ・ 自薦・他薦を本日の理事会の場で伺いたい。過去の開催地にとらわれず、また、開催県や開催回数を気にしながら検討したい。新しいところで開催したいと考えている。
- ・ 軸となる研究者・医師がいなくても、高知県での学術集会を皮切りに各県を回れる方が良いと思う。
- ・ 登録精度の向上もあり、秋田県を推薦したい。学術集会の運営については学術委員会もあり、プログラム等についてはお手伝いができる。余り負担をかけないように思うがいかがか。
- ・ 本日欠席されているが、茂木理事の群馬県はどうか。群馬県も地域がん登録事業の発展県である。
- ・ 栃木県については、津熊理事長も大木監事から返事もらっていると思うが、来年は難しい、とのこと。県がん登録の一番の応援団長である、県がんセンターの児玉先生が退官されることで、代わる人がおらず、難しいとのこと。
- ・ 事務局あてに、石川県から誘致の問合せがあった。事務局の運営をサポートできれば、県主催で研究者、医師ではない人たちに開催していただくことも可能と考える。福岡県や大分県は課長が積極的な県である。そういう県にお願いするのも一案である。
- ・ 秋田県でやるとなれば、地域がん登録委員会委員長の加藤先生がいらっしゃる。



もし加藤先生に了解が得られれば受入れも可能かもしれない。多方面に何う必要がある。(戸堀理事)

- ・ 予算的には協議会から出資がある。予算の立て方等も検討は可能。
- ・ 学術集会には、派手なことより、実務者、関係者の意見交換ができることの意味がある。
- ・ スケジュールとしては、大会長は総会時に発表、承認する。年度を超えるあたりには、理事会で選出しておかなくてはならない。千葉県での経験があるので、協力できることがあれば協力する。経験上、予算的には今の学術集会の規模であれば、とんでもない金額になることはない。医師会がどれくらい関わるかで、予算規模も変わる気がする。(三上)

議論の結果、戸堀理事に秋田県での開催及び会長選出について、御検討いただき、次回理事会までに第22回会長選出案を検討することとした。

- 4) 田中理事より理事会ML上にて提案されていた、公衆衛生学会における自由集会を協議会にて開催する件について、その後、特に反対意見等がないことを受けて、申請手続等進めてよろしいかの確認がなされた。

- ・ 公衆衛生学会は、10月に山口市内で開催予定。(田中理事)
- ・ 総会で、予算を決めてやるなら実施可能だと思う。基本的には良いと思うが、協議会としてやるとなると、難しいこともあると思われた。公衆衛生学会の会員ではないので、よくわからない点がある。(津熊理事長)
- ・ 難しい点は特にない、と判断している。(田中理事・この時点で退席)
- ・ 公衆衛生学会は全国の公衆衛生担当行政職員が県のお金で出席しやすい唯一のアカデミックな場であると認識している。
- ・ 自由集会の内容については、行政職員をターゲットに、地域がん登録を活用したがん対策について、実例を提示しながら自由にディスカッションしていただくようなイメージだと思う。
- ・ 文字通り自由な集会で、例年、集会によって集客数も異なり、中には立ち見が出るほどの集会もある。学会プログラム時間外の開催となる。
- ・ 通常通り、協議会展示ブースの出展と並行して行うのは、自由集会開催の告知活動もでき、良いのではないかと思う。
- ・ 何を目的とするかをはっきりとさせて行えば良いと思う。

全員異議なく賛同するというところで、事業として取り上げることとする。企画については、学術委員会(田中理事)の方で取りまとめ、予算も含めて検討いただくこととする。

- 5) 6月開催予定の第21回学術集会プログラムについて、津熊理事長より進捗確認を求められた。第21回学術集会会長が欠席、学術委員長の田中理事が退席されていたため、出席者の知る限りにおいての情報共有がなされた。

- ・ 登録精度が上がった3県(秋田県、茨城県、富山県)に声をかけ、地域がん登録



事業への取り組みを、実例をお話しいただきながら、精度向上についてのシンポジウムを開催する話を聞いている。富山県、秋田県からは対応可能な旨の返事を頂いている。茨城県の返事を待っている。

- ・ 生存率の実際として、四国の実務者を中心に、安田会長から柴田理事に対して、座長の依頼があった。安田会長と、検討した結果、講師は栃木県の大木監事、国がん松田彩子先生、兼座長の柴田理事の計3名で対応することとなっている。

学術集会のプログラムについては、短・中期的なビジョンを持ちながら構成を検討することが望まれていたことを受けて、教育研修委員会がその都度ビジョンを持ってプログラムの企画をしてほしいとのコメントが津熊理事長より申し添えられた。

6) 各委員会から次の通り、報告があった。

■ 広報委員会（津熊理事長）

- 和文リーフレット作成について、年度内での完成を目途に進めている。理事会でリーフレットの構成を報告していたが、原稿作成をしたところで、全体として誰を対象としているかがわかりにくいこともあり、和文リーフレットと「課題と将来像」は切り離して、作成することとなった。「課題と将来像」は別綴じにし、陳情などの扱いとすれば、より機能的に利用できると考えている。
- 和文リーフレットについては、田中理事の発案で、販売してはどうかという意見が上がっている。値段をつけても各県にもある程度無料配布することもできる。販売の可能性を追求するのは良い。ほぼ原価で販売することを念頭に置いている。研究班で購入したい、という意見もある。
- 拠点病院の院内がん登録のリーフレット等が整備されているが、拠点病院以外の医療施設にも配る必要も考えている。

■ 安全管理委員会（西野理事）

- 研究班で安全管理に関する対応がまとまってきているが、外部監査がどうあるべきかを検討中である。研究班の結果を踏まえて、来年度、協議会での安全管理関連事業をどうするかを、1年間かけて検討する予定でいる。

考え方等をまとめ、協議会向けに報告してほしい旨、津熊理事長よりコメントされた。

■ 国際委員会（松田事務局長）

- 今年度はCI5のデータ提出についてのサポートをした。もう少し活発に活動したいと思っていたがなかなか進んでいない。また、CI5の第9版を翻訳してはどうかと思い、WHOあてに問合せをした。翻訳権については、申請すれば可能である、という状況だった。来年度に書籍を翻訳し国内に提供することも活動案として考えている。ちなみに、CI5の翻訳本出版については、全文掲載ではなく、部分翻訳での発行も可能である。電子媒体での発行は、別途、WHOに確認が必要である。



コンコルド2への参加と進捗について津熊理事長より確認がなされた。コールマン先生からデータエントリーの打診があったが、各県が予告なのか実際の募集なのか把握しておらず、今後各県に説明する旨、報告された。

7) 今年6月に控えた理事の任期満了に伴う理事改選について、どのように次期体制を決めるか、議論した。

- ・ 自ら声を上げて「やりたい」という人にやってもらいたい。その中から理事長を決める、というのが本来の手续だと思う。今までは、水面下での選任だった。公平な理事選任のプロセスを示すべきだと思う。
- ・ 任期が2年という期間は短いのではないかと、という意見がある。
- ・ いきなり、立候補制に持っていくのは難しいと思う。
- ・ 今までの協議会は、がん登録を中心となってやってきた学術的な立場の方々が一リードしてきた。これから全国で行政的なベースのもとに進めていくとなると、課題が多い。行政は早い人では2年も経たないうちに異動がある。あて職になる恐れもある。選任の仕方を改革する必要はあるとしても、より優れた方が参加してきたら願います、という方向が必要であると思う。新陳代謝をよくし、世代交代をしながら、というのが理想である。
- ・ 会員の思いを受け止めて活動できているのか、が重要だと思う。
- ・ 先導的に動いてくださる理事がそばにいて、初めて、理事会に参加し動いているところがある。
- ・ 今回の理事改選は、全員再任だとしても、その正当な手順が必要だと考える。理事改選の広報をする必要がある。自分が関係する団体の場合、選挙人名簿を作成し、候補者を選び、理事としてふさわしい人に5名まで地域別に○をつける。名簿に載るのは学会に入って何年というような条件があったかと思う。
- ・ 協議会は自治体（行政職員）が会員になっていることがあるから、実際はその方式はできないのではないかと。実際のところ行政職員がこの理事会を構成するのは難しいと思う。ある程度決まった人で運営するしかない。
- ・ 会員の中から、形式上理事を募るとしても、最終的には、協議会の中に何らかの推薦をするセクションをつくっておいて、そこが推薦する仕組みでやらざるを得ないのではないかと。
- ・ 定款上、理事定員は15名まで。現在11名。今回は、再任の方向で考え、広報で自薦を募り、新たに4人までは入っていただくことが可能ではないかと。

議論の結果、正会員が理事となることの広報をする。また、現在の理事メンバー含め目ぼしい人を上げてもらって願いますとし、定数15名まで選出する。今の理事の方々にはよほどの理由がない限り再任していただきたいこととした。

8) その他

IACRのアジア理事として、田中理事が推薦されており、他に中国のワンチンチェン先生も推薦されている旨が津熊理事長から報告があった。



以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 24 年 3 月 2 日

議 長

津熊 秀明



議事録署名人

西野 善一



議事録署名人

柴田 亜希子







特定非営利活動法人  
地域がん登録全国協議会  
事務局

平成 24 年 6 月 発行

〒104-0045 東京都中央区築地 5-1-1

国立がん研究センター内

Tel: 03-3547-5992 Fax: 03-3547-5993

E-mail: office@jacr.info

URL: <http://www.jacr.info/>

